

令和4年度 決算審査特別委員会会議録（第3号）

令和5年10月27日（金曜日）
安 平 町 議 会 議 場

1 付託事件

No.	件 名
1	令和5年第6回安平町議会定例会 認定第1号 令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
2	令和5年第6回安平町議会定例会 認定第2号 令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3	令和5年第6回安平町議会定例会 認定第3号 令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4	令和5年第6回安平町議会定例会 認定第4号 令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	令和5年第6回安平町議会定例会 認定第5号 令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	令和5年第6回安平町議会定例会 認定第6号 令和4年度安平町水道事業会計決算の認定について

2 出席委員（9名）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委員長	高山 正 人	委 員	工 藤 隆 男
副委員長	梅 森 敬 仁	委 員	三 浦 恵 美 子
委 員	工 藤 秀 一	委 員	箱 崎 英 輔
委 員	米 川 恵 美 子	委 員	内 藤 圭 子
委 員	鳥 越 真 由 美		

3 欠席委員

委 員	田 村 興 文
-----	---------

4 委員外出席議員

職 名	氏 名
議 長	多 田 政 拓

5 説明のため出席した者の職氏名

(1) 町長事務部局

職名	氏名	職名	氏名
町長	及川秀一郎	副町長	田中一省
総務課長	木林直樹	総務課参事	池田恵司
政策推進課長	渡邊匡人	政策推進課参事	山口崇
税務住民課参事	佐々木智紀	産業振興課長	森池和哉
建設課長	塩谷慎嗣	建設課参事	伊藤富美雄
健康福祉課長	阿部充幸	健康福祉課参事	小板橋憲仁
水道課長	蟹谷光宏	水道課参事	谷村英俊
総合支所長	大窪好己	商工観光課長	村上純一
会計課長	下出佳史		

(2) 教育委員会事務部局

職名	氏名	職名	氏名
教育長	種田直章	教育次長	永桶憲義
教育委員会参事	佐々木英生		

(3) 監査委員

職名	氏名	職名	氏名
代表監査委員	小川誠一		

6 議会事務局出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	木林一雄	課長補佐	石塚一哉

会 議 の 顛 末

[開会・開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○委員長（高山正人君） おはようございます。昨日に引き続き決算審査特別委員会を再開します。

只今の出席委員は9名です。定足数に達していますので直ちに委員会を開きます。

○委員長（高山正人君） 昨日は一般会計の歳出を終了しましたので、本日は歳入から審査を行います。それでは歳入の8ページをお開きください。8、9ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 8ページの3項の軽自動車の税の関係で昨年もお聞きしたのですが、去年は納付対策をしているとご答弁いただいていたのですが、今年度はいくら入って不能欠損で落ちてしまったものもあると思いますがこちら確認の方をお願いします。

[田中副町長挙手]

○委員長（高山正人君） はい、副町長。

○副町長（田中一省君） 軽自動車税の不能欠損の関係ですが、23件21万6700円。このうち生活困窮者が23件の21万6700円です。以上です。

[三浦委員挙手]

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） いくら回収できたかと。収入未済のうち前年度から収

入未済になっていたものをいくら回収できたかということを確認したかったのですが。

〔田中副町長挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、副町長。
- 副町長（田中一省君） 軽自動車税の収納率でよろしいでしょうか。あ、額。
- 7番（三浦恵美子君） 率と額。
- 副町長（田中一省君） 現年課税分で言いますと98.79%、滞納繰越分が21.7%の5.41%の増と。それと全体で言いますと93.63の部分で1.36%の増ですので、金額はちょっと電卓まだ叩いていないので後ほどでよろしいですか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 回収は毎年できているかと思うのですが、前年度とちよっと違うような力を入れた回収方法を行ったということがあるのかなのか伺います。

〔田中副町長挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、副町長。
- 副町長（田中一省君） これも昨年お答えしたと思うのですが、町税等の徴収事務基本方針を令和4年9月に町税等の収納率の向上を目指してという形の中でそれぞれ収入を持っている担当課を集めながら協議会を開催し、今後どのような徴収をしていくか、どういう徴収をしてきたかというような内容の確認等行っています。単純に、簡単に言いますと、町財政の根幹を成す町税等の安定確保というものを中心に、これら職員の体制のなかで効率的適切な徴収事務を行うことが求められているという部分を基本に持ちながら、基本的な取り組みや対策を定めることによって更なる収納率の向上と税収の確保を図るため滞納額の縮減と自主納付推進を一層強化していくという形で行っています。ですから、単純に言いますと分割納付等の部分、一括で払えない場合はそれぞれの生活状況に応じて分割納付を推進していく、このような形の取り組みを進めてきたところです。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 不能欠損でこれ落として生活困窮でということだと

したと思うのですが、落としても廃車手続きがもし生活困窮で行えなかったとしたら、またややこしいことになるのかなと思うのですが、そこら辺のところはどのようにになっているのかをお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（高山正人君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 廃車手続きの部分ですが、単純に言いますとその車の売買によって得た額で廃車手続きをすれば売買の中で相殺されるという形ですので、その廃車手続きができないから税金が滞納っていうよりも、まずは廃車になる前に売買の個人売買、車の売買という形から収入を見つけていく形がよろしいかと思えます。これは生活保護の認定の中でも自動車があるとなかなか難しいという形がありますが、業務、仕事に関する部分で車を持つこともやぶさかではないケースもありますから、そういう形の中で執り行っていく形だと思えますけれども。

○委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ10、11ページ。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ12、13ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ14、15ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 15ページのところのまず1つ目、公営住宅使用料、あ、7目土木のところの公営住宅使用料。こちらも毎年確認させていただいていることなのですが、今年度収入未済額ちょっぴり増えていると思うのですが、この内容少しは回収できたのかどうか。それともあまりできずに積み重なってしまったのかの確認をお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 公営住宅の未済額の方ですが、議員のご指摘のとおり令和3年度から比べますと全体の収納率の方も落ちています。また、過年度の未済額の方も令和3年度、こちらは地震とかありまして事務が多少滞っていたところを3年度から再開しましたところ、かなりと言いますか結構な収入がございましたが4年度になってしまうとその辺も約5ポイントほど落ちてしまったという状況です。あと公営住宅、これは過年度ではありませんが、公営住宅の方も約1ポイントほど落ちていまして、全体で令和3年度は未済額から現年分全体合わせて79.6%だったものが、令和4年度は77.6%というような状態となっています。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 色々努力されているけれどもなかなか難しいところもあるかと思うのですが。ちょっと違う角度から聞きたいのですが、建物が長く経っていくにつれて多分家賃の見直しとかもある場合があるのかなと思うのですが、該当するような建物は今後あるのかどうかこちらお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 公営住宅の家賃については、あくまでもその入居されている方の収入に応じて部位が変更されます。なので毎年収入申告をしていただいて、それで計算して家賃の方は決めていますので、年数が古いものと新しいものでは若干その基準額が変わってくるのですが、家賃の計算としてはそうになっています。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） その家賃決定の基準で全体が下がる建物があるわけではないということよろしいですかね。そういうことはない。わかりました。では、多分これ収納、家賃の方も結構高くて大変みたいな相談もたまにあるのですが、前にご答弁いただいて進めますって言っていたみなし特公賃の関係もお聞きしたいのですが、こちら今進捗どのようになっているか。できれば早く進めほしいと思うのですがいかがですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） みなし特公賃の方については、試験的に12月の議会において補正をさせていただいて、2戸ほど試験的にやっていきたいなと現在作業の方を進めています。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） すみません。3回。
- 7番（三浦恵美子君） 別なところ。
- 委員長（高山正人君） 別なところですか、はい、三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） すみません。こちらも毎年確認している部分で同じ7目の道路占用料のところ全部収入未済が無くなって、7440円が無くなったのですが、こちらは整理されたという理解でよろしいのかどうかお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） こちらはアーレックスゴルフクラブ場というところの不能欠損部分だったのですが、これ税の滞納分と一緒に整理されたということとで解消されています。

- 委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高山正人君） なければ、

〔内藤委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） あ、すみません。はい、内藤委員。
- 9番（内藤圭子君） 一番上のところで情報通信サービス使用料というところがあるのですが、
- 委員長（高山正人君） マイクで。聞こえなくて申し訳ない。
- 9番（内藤圭子君） すみません。上から2番目に情報通信サービス使用料っていう70万380円。前年度から大幅に減っている理由が私今わからなくて教えてください。

[池田総務課参事挙手]

○委員長（高山正人君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 情報通信サービス使用料ですが、これは従来町の方で実施していましたあびらネットという町営のインターネットサービスですが、令和4年度において全町的に光、民間の光回線が整備されたところで、あびらネットの方は昨年9月、令和4年9月で最終的に事業を終了していきまして、これまで利用されていた方は民間のインターネット回線に移行されたところで額の方が減額となっているところです。以上です。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ16、17ページ。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ18、19ページ。

[三浦委員挙手]

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 19ページのマイナンバーカード交付事務費補助金の部分ですが、こちらのマイナンバーを所得した後に返納した例とか、取得したけれども取りにこないような例があったかなかったかお願いします。

[佐々木税務住民課参事挙手]

○委員長（高山正人君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） マイナンバーカードの返納ですが、令和4年度におきましては0件です。取りに来られない方は後ほどご回答させていただきます。よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他にありませんか。

[鳥越委員挙手]

- 委員長（高山正人君） はい、鳥越委員。
- 4番（鳥越真由美君） 昨日も質問してくださるとは思われるのですが、18ページの一番上の方の畜犬登録使用料と狂犬病の予防注射の関係ですが、手数料の大幅な額の増加は昨日聞いてわかりました。ただ手数料、予防注射の方がやはり下がっていることはきちんと法に基づいて注射をされていない方が増えているということもあるのかなって。犬の頭数が減っているということもあるのかもしれませんが、きちんと打っている方に対しては、居りますので、きちんと法律を守っているんだってということを図られるようにもっと打たない方で亡くなった時に登録をして火葬するというのもできるだけ無いような形での周知をお願いしたいのですがいかがですか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

- 委員長（高山正人君） 税務住民課参事。
- 税務住民課参事（佐々木智紀君） 周知については課内で検討させていただきたいなと思っています。
- 委員長（高山正人君） よろしいですか。
- 委員長（高山正人君） 他にありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（高山正人君） なければ20、21ページ。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（高山正人君） なければ22、23ページ。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（高山正人君） なければ24、25ページ。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（高山正人君） ないようですので26、27ページ。
- （「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） ないようですので28、29ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 29ページの2目利子及び配当金の部分の市町村備荒資金組合配分金と財政調整基金積立金利子の部分の関係で確認させていただきたいのですが、こちら備荒資金の残高が2億4000万程度で、配分金がこの額200万ちょっと付いていると。財調の残高が20億円超えていて、利子が1万2000円ぐらい付いていると。積み立て額の財調が備荒資金より上回っているのですが、利子は備荒資金の方が多いのですが、この整理としては6月定例議会の一般質問でいただいたご答弁のとおりで良いのかどうかを確認させていただきたいと思います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 備荒資金の取り扱い含めた考え方については前回ご答弁させていただいたとおりで今のところ整理させていただいています。情勢が変わるといった変化があるようであればその都度考え方として変更させていただきながら取り扱いをしていきたいと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 備荒資金、こちら基本的には災害とか緊急時に取り崩すようになっていますが、ちょっと一般財源にも使うことできる場合があると聞いたことがあるのですが、そちら事実関係を確認させていただきたいと思います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） わかりやすい例でいきますと公用車ですとか、災害関係のものもそうなのですが、予算上で出てくるものとしては、町の公用車を購入した時には使わせていただいておりますが、基本的には有事の際、災害の時に使いますので、今のところ基本的なものは財調、あと他の特務基金の中で積んでいくところで整理をさせていただいています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 多分これ近隣の動きなどを見て財調がそういった備荒資金に積むかとか整理をされるかと思うのですが、早めにできれば町民としても震災前ぐらいの備荒資金が積まれていた方が安心と思いますので、そちらの考え方、最後に確認をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） そうですね。現状の考え方としては変わりはありませんので、備荒資金で利息の部分についてはまた積ませていただく取り扱いをさせていただきたいと考えています。最初のご質問で答弁したかなと思うのですが、そういった情勢の変化があればまたそういう検討をさせていただくことで今のところは推移を見ていくのですが、近年金利も上がっているところもありますので、何かそういった要因が出てきたりですとかがあればなんですけれども、基本的には今の備荒資金をしっかりと取り崩すようなことはしませんので、そのまま積み立てしていこうと考えています。

○委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ30、31ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 30ページのこちら寄付金の関係なのですが、ふるさと納税の関係で確認させていただきたいのですが。こちら利益2億、3億程度でふるさと納税全体は推移しているのですが、企業版のふるさと納税が5年一応延長されて運用されてきたのですが、来年度終了するというふうに入りましたものから、今後の見通しなどはどうなっているか、どのように担当課などで見ておられるかをお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） こちらの企業版のふるさと納税については、一応時限性のものとして、議員がおっしゃるとおり令和2年度に策定しまして6年度で終了ということになっています。令和6年度の終了後の取り扱いについては、国の方がまだ取り扱いを今後の流れということを示されていませんので、今は2年から6年の5年間の中で安平町に関係いただきます企業様にご協力をお願いしまして寄付を募っていきたいと考えています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 例えばこちら普通のふるさと納税の企業との関係も厳しく縛りがなってきたことを考えて、ふるさと納税のこの企業版自体がもし終了した後の取り扱いもやりませんとなった時のこの精査をしているか、その見直しをつけているのか確認させてください。

○委員長（高山正人君） すみません。ちょっとこれ行き過ぎの部分なのかなと。4年度の部分ですから、それを超える範囲ではないかなと思いますが。よろしいですか。

○7番（三浦恵美子君） わかりました。はい。

○委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ32、33ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ34、35ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 34ページの納付金の部分の学校給食賄材料納付金の部分の収入未済なのですが、ちょっと昨年より少しだけ増額しているのですが、これはどのような整理で行っての整理なのか内容をお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（高山正人君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 年度絡んで若干その未済の部分が年度をまたいで取り切れなかった部分とかで若干多くなったりとかという部分がありますので、そういったところで増えている要因かなと。実際に給食費に関しては、若干毎年遅れてはいるながらもある程度回収はできるところで回転をしていますので、ちょっとは年度絡みで出納整理期間までに未納者が、いただけなかった部分が若干例年より多かったり少なかったりっていうのを繰り返ししているところですよ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば多分児童手当とかで収納されているとかそういう関係もあると思うのでズレたりしているのかなと思うのですが、実際払うのは大変ですとか、そういう相談も受けていたりしているのか。大体口座引き落としとかにされているのかなと思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（高山正人君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 給食費においては、低所得者層においては援助をしている制度もあります。ですから給食費に関してこちらがなくて払えないという直接的なところでは相談を受けるケースが無くて、こんなこと言えないのかもしれないのですが、未納者の方はやはり給食費だけに限らず他の公共的なものが合わさって未納しているというケースが多いものですから、その一つの給食費があるところもあって、これは関係課と共同で分散をしながらうまく回収している形を取らせていただいている内容になっています。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ36、37ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 36ページの総務債の合併特例債の関係ですが、こちら上限多分50億、全体で50億までの借入、起債ができると思うのですが現在い

くらまで起債して、いつまでこの特例債が使えるのかどうかお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） すみません、特例債の部分の細かな数字まで必要ということであれば後ほど、今手持ちでないものですから。ただ、特例債を充てる事業として来年度防災支援施設、町民センターの改修のところである程度特例債をほぼ使い切るような形になるのかなと思っています。若干誤差があるかもしれませんが後ほど資料の方を提供させていただきますが、期限的にはそんなに活用できるような予算的には残っていない状況です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） じゃあ来年度でほぼ使い切って、残りはいくらぐらい残るとこののがわかればそれだけ。すみません。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 数字上の細かなところの手持ちが無かった。申し訳ございません、ちょっと説明に誤りがありまして6年度と7年度の事業で使う形になるのですが、最終的に基金発行可能額が最後1億2460万ほど残る形になっています。あ、可能額としてあります。
- 委員長（高山正人君） よろしいですか。
- 委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高山正人君） なければ以上で歳入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けしたいと思います。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） すみません、何点かお聞きしたいのですが、まず1目が決算書に対する詳細の資料を議会からの要望を出しまして作っていた

けますか、お願いしますということで出していたのですが、こちら資料が今回見受けられなかったのですが、いつごろこれ作成できて出せそうな見通しかというのが1点目。

あと2点目が決算資料の25ページに指定管理の関係の収支の決算が出ているのですが、こちら何にいくら出しました、いくら入ってきましたっていう詳細がわからないとなかなか落とし込みが難しいのかなと思ったのでこちら辺のところは資料の出し方としては今後改善の余地があるかどうかというのが2点目。

あと3点目が予算のこちら組む時には歳入少なく見積もって歳出は多く見で行うというふうに私は押さえているのですが、全体としては予算予備費の流用とか充用とかが多かったのかなと思っていて、その辺今後どのようにこれ精査、今回どのように精査しているかということが3点目。

あと4点目が中期財政計画と比較した内容は6月定例議会の時に一般質問でご答弁いただいたと思うのですが、計画としてズレてきたなっていう整理があるのかなのか。そういう整理だとすれば今後どのように修正していくのか。基金残高がちょっと上回っているようなのですが、公債費の負担比率が15.9%とちょっと危険ラインに入ってきているようなのですが、今後どのような見通しをしているか伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） ちょっと質問の数が多過ぎたものですから答弁に全部答えられるかどうかはわからないのですが、まずは1つ目の決算資料の要望についてということで、今回流充用の資料と指定管理の方の資料合わせてふるさと納税の資料ということで議員の皆様方に提出させていただいたところだったのですが。逆に不足している資料がどこだったかなというところを、自分の中では決算の時に提出いただきたいというような要望をいただいたものについては、提出させていただいたのかなと思っていますので、後ほど不足があれば教えていただければそれに応じた対応を答弁させていただければと思っています。

あと今回初めて予算の流充用だったり、指定管理の資料も提出をさせていただきました。この資料の見やすさというところで、もし今回議員の皆様方の方から何かご意見があるようであれば改善ができないわけではないので。ただ、参考にさせていただいた自治体のケースなんかも資料として確認させていただきながら今回初めてお出しをさせていただいた資料ですので、何か議会として皆様方の方から何か統一した見解をいただければ。個人個人になってしまうとなかなか対応の一つ一つやっていくという扱いが難しいものですから、今回の議論を踏まえてどういった資料の在り方がいいのかっていう

ところを一度ご議論いただければ大変ありがたいかなと思っています。

3つ目が若干予算の組み立てからして予備費が多いというようなところのご指摘ではありますが、逆に震災なんかがあつて予備費なんかも1000万で持っていたところもあったのですが、今現在震災もある程度落ち着きまして予算の中でも今500万ぐらいの予備費の中で運用させていただいています。予備費については、議員もご覧になっておわかりになるものが結構多いかなと思うのですが、やはり今の燃料情勢だったり、燃料高にあるところもありますし、急遽壊れてしまうものだったり、特殊事情に応じて臨時議会の開催ですとか、そういった処理ができないところでの対応をさせていただいているところですので、予備費補正のあり方と予備費対応含めてきちんと議会の中で整理いただけるルールに基づいてこれからも対応していきたいと思っていますが、予備費についてはそういった特殊事情もありますので、何か今回お出しした資料の中で疑問とかがあるようであれば、またご意見等ご指摘含めてお願いできればありがたいかなと思っています。

あと中期計画での整理ということですが、今回議員の皆様方に後期財政計画をお配りさせていただきました、提出をさせていただきました。どうしても中期震災直後作った計画でありましたのと、この年実施計画3年間なので令和4年度の計画の部分がきちんと固まり切っていない中で中期財政計画というものをお示しをさせていただいたところでしたが、一応中期財政計画も基本的には実施計画等々に基づきながら実施しておりますので、震災で繰越しになったところ以外は大きな数字の変化がなかったと思っています。令和4年度の整理点については、こちらは令和4年度に皆様方に提出をさせていただきました後期財政計画の4年度の資料をご確認いただければそんな大きな変化はないのかなと思っています。ただ、この後期財政計画策定した時に、すでに令和4年度地方交付税の方が過去にないぐらいということで増えたこともありまして追加補正をさせていただいたりとかしたものですから、交付税措置のところでは推移として変わっているところ、加えて同じような説明をさせていただいたかもしれないのですが、基金についてもそういった交付税等々の収入源の増加もありまして、確か令和4年度の中で議会で説明させていただいた時には財政計画ができた時にすでに3億円ぐらい基金の上積みがあるようなご報告もさせていただいたかなと考えているところです。公債費等々については、この後震災もありまして各種事業も執り行ってきていたところもあります。こういった財政的な数字については、その年度年度で若干ずれはありますが、基本的には借りるもの返すものの差を、返す方が多くなる借りる方が少なくなるということで財政的な指標については少しずつ落としていきたいと思っていますが、早来学園の返済の方が来年、再来年から始まるということもありまして、そういった意味では財政的な数字が2年後になるのですが、また序々には落ちてくる、上がってくるようなところもありますが、逆に震災によって大半の事業は完了していますので、この後大きな

事業は今のところは無いわけではないですが、減少してくるだろうと今のところの計画では見立てております。ただ、前回の議会の中でもご説明の中で一応加えさせていただいたとおり今年の猛暑ですとか、そういった新しい事情というか需要がありまして、エアコンですとか新しく計画の中に入っていなかった物、そういった物なんかもこれから出てくる可能性もありますので、その年その年で財政的な指標は点検させていただきながらしっかりとした財政運営を図っていきたいと考えています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） すみません、資料の関係で私の言い方もあれだったのかもしれないのですが。他の自治体の例でお願いしますみたいに出したのもそんな感じで出てくると思っていたものですから、ばらけてこう出したのでしょうけれども。1つあれだったのが、この備考欄に書かれている項目で何買ったよとかそういう詳細なことが書かれていたらたくさん質問する回数もないのかなとか、どこの課に何を聞いたらいいかわからない状況も色々あるものですから、そんな感じで資料で出していただけたらいいかなとは思ったものですから、その部分の要望も含まれていたのではということでした。

指定管理の関係の収支はちょっと詳細に出してもらえると見やすいかなということで、こちらはあとで議会でも皆さんにお諮りして要望を出したいと思います。そこら辺の整理のところをお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 決算に対する重要事項と言いましょうか、今決算資料の中では投資的事業の部分を100万円ということで資料としているのですが、1回で全て整わないものですから、今事例としては議会の皆様方にもご議論いただいています、近隣でいきますと厚真町を参考にしながら作業を進めているところでして、その点についてはご不便をかけておりますが、これからきちんとした資料を提出するということで作業をしていないわけではなくて今作業中というところもございます。合わせてこれから予算の審議にも入っていくのですが、今年度の予算には間に合わないかもしれないのですが、来年度中にはそういった成果指標を出すものだったり重要施策を示すような資料のデジタル化としての対応も含めて資料の作り方も今検討の中に入れているものですから、なるべく早くわかりやすく議員の皆様方にご提示ができるよう資料づくりと言いますか、作業について進めていますので、必要に応じてまた進捗ですとかご意見いただく場面が来ましたらご相談をさ

せていただければなと考えていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
以上です。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他に質疑はありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 私からはLEDの照明設備リース料についてお尋ねします。これ前もお聞きしたのですが、確かりース期間は10年間と伺ったのですが、初めにリース料金の設定しましたら10年間変わらないものなのかどうか。そして順次10年経った時に再契約するのかどうか。その辺のところまずお聞きします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（高山正人君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） LEDのリースですが、こちらは10年間リースした後は再リースは行いません。リース期間中は製品の方の故障であればリース会社の方で交換していただく。リースが終了した際は全て町の方が修理するとなっています。

〔米川委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 決算書を拾いましたらリース料金全部で2022万ほどになっているのですが、これ10年借りるとなると10年で2億円以上のリース料金支払うことになっていると思うのですが。年度によって何件かかっていうことでどんどん増えていって令和4年度では10件ぐらいのリースをしている場所があるのだらうと思うのですが。これからはリースに対する考え方というのはどのように考えているのか。以前町民センターの改築の時にお聞きしましたら、照明器具はリースにしないと伺っていましたが、そんな考え方で今後照明器具更新するとか、新しい建物に当然照明は付けなければなりませんから、その器具の設定についてはリースにするか。その辺のところの考えをお聞きしたいと思ひます。

〔及川町長挙手〕

○委員長（高山正人君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 考え方ですので私の方から説明します。当時リース契約したのは公共施設の中で大型の電力を消費する照明が公共施設に相当数あると。それを一挙にLED化に変えていく時には多額な経費が単年度で生じるということもあって今回リースという形で10年間取らせていただいた。短期間でそれをLED化に変えることによって当然支払う方の電気料金が軽減されるわけですね相当数。その中で払い込みをすることによってトータル建設してLEDを町でやっていくよりもリースでやった方が早急にできるメリットと、さらには電気料金が急激に安くなるメリットがあると。ただし、小規模の施設含めて考えますとまだまだLED化が進んでいないところもありますが、そこは電気料金があまりかからない、そういった施設は後回しにしたということもありますので、公共施設を抜本的に直す時にはそういったタイミングでLED化も図っていきますし、小規模の自治会町内会会館と言ったところでまだ従来の照明器具を使っているところも多いと思いますが、それについてはその寿命が来た際に交換していった方が一挙にそこをLEDに変えることによって電気料金がさほど変わらないのであれば、そこは現在使っているものをなるべく長く使って、その時点でLED化に変えていこうというような話し合いも今回来年度以降の実施計画の中でさせていただいているところですので、基本的にはそういった早くやってメリットが出るもの、また長期的に使えるものはもうちょっと使っていきながらということでバランスをとりながらLED化を進めているというところです。

〔米川委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） LED化で順次進めていく、その考え方は電気料金の抑制のことから考えたら当然だろうと思うのですが、やっぱりリースにするのかそれとも自前にするのか。器具購入にあたってどうするのか。それをお尋ねしたいと思います。リース料金10年間支払うとやっぱり買った方が安いのではないかなと思うところもあるものですから、それで今後は購入するのかリースにするのかお尋ねします。

〔及川町長挙手〕

○委員長（高山正人君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどご答弁した中にもそういった趣旨でお話をしたのですが、この10年間のリースについては途中から現在もそうですが電気料金の急激な高騰もありますから、その数年前にシミュレートしたものと実際のところとの変化は実際あるとは思いますが、途中6年7年ぐらいにはもと

を取って、それ以降は逆に財政的にはプラスになっていくという試算が当時あったということでもあります。また、今後リースをどんどん進めていくかというところではなく、今後については公共施設の、今回例えば町民センター、米川委員がおっしゃっていただいた、そういった工事に合わせてLED化を進めていこうと、その方がいいと。それはリースではないということです。また、ときわ球場のナイター、あれについてはリース。そういった電気を設備することによってメリットとデメリットがありますので、大きな大規模な施設、まさしくときわ球場の照明に限定するようなものでいけば、そういったことのコスト計算しながら有利性がある方で選択をして行っていくということもありますので、それはケースに応じて対応しますが、基本的な考え方はLED化によって電気の消費量を下げていくことと、またその長寿命になっていくということもありますので。また、ゼロカーボンの取り組みに資することから考えていきましてもLED化についてリースを必ず絶対しないかということではなく、その事業によって有利性が高い、そういった選択をしながら今後もやっていきたいと考えています。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他にありませんか。

〔工藤秀一委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 1番、工藤委員。

○1番（工藤秀一君） 私からは道の駅について少し伺いたいと思います。先日開業以来300万人来場ということで好調を維持しているのかなと思います。特に5月、8月などは大型連休などもあった関係で非常に多く10万人前後の入場者があったのかなと思います。夏場はとても賑わいがあって非常にいいなと感じています。ただ、年間を通してみると冬場ですね。特に12月から2月ぐらいというのは入場者数が非常に激減しているようで1万人台なのかなという数字を確認しましたがけれども、私も冬場に利用したり、また住民の方からも伺いますけれども閑散としている印象が強いように感じます。北海道なので雪が降ってドライブというのなかなかしないので当然かなという感じはしています。そういうことで売上げの資料がないので入場者数に比例しているのかどうかもわかりませんが少ないのかなと思いますし、トイレ以外暗くなってから来場する方もなかなかいないのではないかなということから、冬場の営業時間の見直しというのは考えているのか伺いたいのですが。僕も全道各地確認してみましたが、暗くなる4時ぐらいに閉めるところも多くあるようなので。今5時ぐらいになると真っ暗ですけど、12月1月という4時ぐらいからもう暗いのかなと思いますので、そういった時間に灯りが煌々とついた状態で閑散としているのはどうも違和感を感じているところなの

で、そういった営業時間の見直しは必要ではないかなと感じていますがいかがお考えですか。

〔村上商工観光課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 今道の駅の関係で、議員がおっしゃるとおり北海道のどこの道の駅も秋から冬にかけては閑散期に入って、どこも苦戦はしてしまっていて、当町の道の駅においても同様の傾向は見られます。その中においても閑散期にいかにお客さんにきていただけるかというのを知恵を絞って11月には恐竜展をやったり、12月クリスマスフェアですとか、その前に今時期からのハロウィンの関係ですね。季節ごとの取り組み、あとは冬、正月のフェア、それから冬にしかできない遊びを交えたイベント、あとは2月にはキハ183、214という車輛がありますから、2月14日近辺にはイベントをやったりとか。あとは3月に入るとスプリングフェアというものを実施したり、とにかく閑散期ではありますが、なるべくお客さんに来ていただけるように運営者の方でも努力していますし、我々の方でもそれをサポートするような取り組みも実施しています。営業時間に関しては条例で定められていて、夏場が9時から18時、冬場の11月から3月が9時から17時ということで定められています。おっしゃっていただいたことも今後に向けたご意見の一つとして頭に置きながら引き続き閑散期対策、まずはそこに力を入れて運営していきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○委員長（高山正人君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 道の駅のD51-320が日本遺産の構成文化財で指定を受けて集客にも大きな役割を果たしているというふうに思っていました。道の駅オープン当時は冬期間ガラス越しで見えるようになっているものですから寒暖差が激しいということで、あそこを事前の申し込みと視察等があれば開けていましたが、通常閉めていたのですが、それについても日曜ですとか祝日とか、冬の間もお客さんちょっと中、寒いですがけれども見ていただけるような工夫もしながら諦めてしまって何もしなければ当然お客さんはさらに来ないわけですので、他の道の駅がそういった状況だからこそ安平町は様々なイベントを工夫しながら少しでも集客を集め、そして賑わいと収益の向上にもつながるように努力している道の駅だからこそ4年半で300万人に到達したのではないかと考えていますので。夏と冬の時間は1時間差をつけていますから、そういった対応の中であびら観光協会の方とお願いしている部分もありますので、こういったご意見があったということは伝えさせていただき

ればと思います。

[工藤秀一委員挙手]

○委員長（高山正人君） はい、1番工藤委員。

○1番（工藤秀一君） 私も同じ思いですが、17時までやるのと16時までやるのとイベント等をやってもどのぐらい影響があるのかわかりませんが、安平町はゼロカーボンシティを推進する町としている自治体でもありますので、その節電とかの観点からも経費削減も含めて時間短縮は検討しなければならぬのかなと思います。私も勤めていた頃の会社でも、それまで非常に残業時間皆さん残業して夜7時8時まで勤務していたことがあって、そういったところもこの環境を改善するという取り組みし始めたころに節電ですね、節電という意味で早く帰れという指示もあったりして、電気の削減が環境に影響するんだっていうところもあって色々な取り組みをしたことがあります。こういった蛍光灯も自分の席に紐が付いていて、紐をつけて、今だと多分集合で電気を消したりつけたりすると全部ついたり消えたりするところを必要なところだけつけるようにしたのですね。だから必要のない退席した人のところは自分で消すというような習慣をずっと2000年頃から取り組みをしていたので、そういう無駄なところを見ると非常に気になるのです。そういう意味で今回道の駅も気になったので今回のような質問になったのですが、やっぱり公共施設を見てもそういったところが結構多いかなと思って見ていましたので、庁舎含めてゼロカーボンに向けて取り組みは大事ではないかなと思っています。そういったところをどのように考えているのか伺います。

[及川町長挙手]

○委員長（高山正人君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） ゼロカーボンの関係については、当然細かなものについてはそういった節電というところも重要だと思っていますし、これは役場庁舎においても昼休み時間は消灯していますし、私自身も町長室で3つスイッチがある内の1つしか通常は付けていない、お客さんが来た時には電気をつけますが、そういったことは常日頃から当たり前にするのはやると。ただし、道の駅についてはそこに来て楽しみを持って来られるお客様たちを明るい環境で迎え入れることも重要だったり、また暗くなった中に道の駅がライトがあって特急列車キハ183に照明が当たっている。それを道の駅の広告塔であって町のシンボルというような意味合いもありますので、そういったゼロカーボンの趣旨は十分にわかります。これからのゼロカーボンの推進協議会の準備会は今立ち上がってすでに3回会議をしています。地域単位で太陽光を中心とした自然エネルギーをきちんと地域で、例えば蓄電しながら、

それを溜めた電気を災害時には当然そういった避難所に使いますけれども、通常期については公共施設とかに使ってもらえる。ですからそこは逆に自然エネルギーで生み出す電気ですから、そういったところでの有効活用も含めて図っていきたいと思っていますので。節電についてはそのとおりですから、節電しなければならない部分は引き続き行っていきながら濃淡をつけながら引き続き対応していきたいと考えています。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他にありませんか。

[内藤委員挙手]

○委員長（高山正人君） はい、内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 昨日ふるさと納税について説明を受けたのですが、私本当自分も出品者として、いつもこの生産者として贈らせていただいている時に思うのが、本当はこれが私たちの町の情報を全国の皆さんにお伝えするすごい良い機会だなって思って送っています。再三中に入れるお便りをもうちょっと季節で変えられないかとか色々なことを提案というか言わせていただいていたのですが。私思ったのはそれを読む読まないは個人の自由なので本当に大体そういうふるさと納税する方って都会の方が多いと思う、都会の働いている方が多いと感じているのですが、田舎はこうなんだっていう例えば広報をちょっと入れさせてもらうとか、こんなきめ細やかなことを田舎がやっているんだなということが相手の人たちに伝わることで、そういう地域に興味を持ってもらうきっかけになるのではないかなと思ったり、本当に小さい町って私いつも思うのですが顔の見える関係が行政とできているのではないかなと思っていて、そういうことが都会の人に伝わることによって、もしかしたらこういうところに住んでみたいと思うきっかけになるかもしれないので、あらゆる手を使ってふるさと納税という日本中の方に安平町を知ってもらうせっかくの機会なので、もっと貪欲にそこを使っていくことは今の状態よりもっとできるのではないかなということで、それでふるさと納税が増えればまたそれはそれですごくいいことだと思いますし、この町に興味持ってもしかしたら来てくれるとか、一番いいのは住んでもらうとか。そのところは生産者も含めてもっと検討していったいいことではないかなと思うのですが、担当の方はどのような認識でいられるかお願いします。

[木林総務課長挙手]

○委員長（高山正人君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） まず、ふるさと納税の受け入れ担当ということで総

務課の方から考え方についてお答えさせていただきたいと思いますが、今委員がおっしゃるとおり町の情報を広くPRする情報発信、これが非常に重要だと私どもは認識しています。これまでも今お話があったチラシですとか様々なPRの冊子だとか、そういったものについても商工観光課または観光協会と連携しながら色々と担当者同士で工夫を凝らしたチラシを作成させていただいて、できるだけ目に留まるような形で送らせていただいています。ここは今までふるさと納税をしていただいた方々に対する返礼品の中にそういった物を入れ込んで引き続き安平町とのつながりを持っていただきたいということも含めて、場合によっては年度末、年末には年賀状ということのできるだけこれまで関係を持っていただいた方々については、つながりをこれからも大切にしていきたいということも考えていまして、特に今年度からは首都圏に限られますけれども東京、大阪の方に出向いてそういったふるさと納税に関するイベントを開催した中で、さらにPRまた今後の寄付者とのつながりについて引き続きつながりを持っていただくということで考えていまして、そういった方々が増えてくると当然安平町のファンの方々が増えて、最終的には関係人口が増大しまして、ゆくゆくは定住人口にもつながるということで移住定住に最終的につなげていくという手法の一つでふるさと納税の仕組みを含めた形で広くPRをしていきたいという考えは担当課としては持っています。

〔及川町長挙手〕

○委員長（高山正人君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 内藤委員の今のお答えの中で読む読まないということは別として町の広報紙なども入れたらどうかというお話もいただきましたけれども、今総務課長が答弁したとおりの観光PR等も含めたチラシ等は入れさせていただいていること。1点あの広報紙については相当な冊子の印刷製本で経費もかかって、なるべくそのコストを削減をどうしていくか、電子化にどうやっていくか、ホームページで広報紙が見られるように作り方も見やすいように今しておりますので、ふるさと納税される方については、多くの方が町のホームページとかも色々ご覧になっていただいて、当然商品に対するご希望で納税していただくこともそうですが、まちづくりに共感をして、それぞれの目的に寄付をされる方もたくさんおられます。件数が相当な数になるものですから、そういったことからいくと経費的なこと、効果の部分、そしてふるさと納税いただいた方がコメントいただく方も結構多いのですね。毎月コメント欄は全て目を通させていただいていますが、ホームページをご覧になって安平町に対する対応、行ったことはないけれどもぜひ安平町の方に行ってみたいというコメントがたくさん寄せられていますので。貴重なご意見ではありますが、それにほぼ同様な形での資料提供だったり、年賀

はがきと言ってもこれも町長、私の方からのお礼のメッセージということですからそういった機会に合わせて行っていることもありますので、これで十分かと言われるとそうではない部分があるかもしれませんが、件数が相当多いものですからそういった対応の中で引き続き多くの方にふるさと納税をしていただけるような、そういった取り組みをこれからも行っていきたいと考えています。

○委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） では私から質疑がありますので、暫時休憩をします。

（暫時休憩）

（委員長は自席へ、副委員長が委員長席へ移動）

○副委員長（梅森敬仁君） では、休憩前に引き続き会議を再開します。一般会計の総括的な質疑をお受けします。質疑はありませんか。

〔高山委員挙手〕

○副委員長（梅森敬仁君） はい、10番高山委員どうぞ。

○10番（高山正人君） 私の方から質問させていただきます。私はページ数123ページ、教育費の中での早来小中学校建設事業費についてのご質問をさせていただきます。昨年4月に私も久しぶりに議会というところに来た臨時会の瞬間から補正の大きな話が上がって参りました。もう完全に出来ていますから子どもたちも一生懸命毎日明るく生活を送っているわけですが、ただこの1年間この建設にあたっては大きく色んな課題があったのではないかと思います。特に設計の問題、数量の問題、変更の問題、全てお金の問題。非常に大きく揺れた部分だと思っています。当然行政の方の中には指名停止1か月といったような大きな処分も受けながら現場は動いていたわけですが、この辺については町民から何をやっているんだと。お金どこから出てきてこんなふうになっているんだと。どんな会社なんだとたくさん聞かれました。これから先、税金を町民の税をここにもっと負担を予定よりしないといけなという結果になってしまったわけですから、本来であれば年度予算で決めた数字、その中でやり切る。これが行政マンの本来の務めではないかと思えます。また、設計書等についてももしっかり見られる町内の技術者を用意して

おこなければミスも発見できない。業者も優秀な業者でなければ設計ミスを重ねて重ねて持ってくる。こんなことでは町民は非常に不快な思いをしております。この全体的な責任論にしても何一つ無しと。大きいのです、この町開設以来一番大きな支出ですので、本当にこのところは時間が無い、これもわかります。しかしながら、この金額が増額された。これは非常に大きな問題だと思っていますので、その辺について一つ一つお答えください。

○副委員長（梅森敬仁君） 高山委員、申し訳ないですが、今発言なさった内容を理解しているつもりですが、理事者側が答えやすいように項目別に分けて淡々とやり合った方が聞いている町民の方もわかりやすいと思いますので、申し訳ないけれどもよろしいですか。

○10番（高山正人君） はい。

○副委員長（梅森敬仁君） じゃあよろしくお願いします。

○10番（高山正人君） じゃあまず先に設計変更について確実に伺います。なぜこのような設計変更が回数を重ねて行われなくならなかったのかについて、責任者の方にお答え願います。

○副委員長（梅森敬仁君） 理事者側、答弁お願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○副委員長（梅森敬仁君） はい、教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今回建設事業にあたっては数回設計変更を行っていますが、高山委員が今一番初めにお話された設計ミス等に関わる部分に関しては実際にその確認ができなかったとか、そういった観点で起きたことはこちらはその点に関しての処分なりなんなりというところを把握した上で、把握ではなくて、そういう対応をした上で進めています。今回の建設事業の設計変更の種類においては、全てが決して設計変更というわけではなくて、色々短期間で行った部分の中でとか、一番大きかったのはやはり資材高騰とかそういうものが一番大きな要因でした。ですからそれに対応するためなるべく予算の範囲内で何か資材、例えば設計を変更して資材の量を変えるとか色んな手法を使ってきたのですが、その高騰等に対応すべく術としては限界が生じていましたので、何度かに分けて設計を変更したというのが経過です。ミスをした部分に関してどのような責任という表現をされた、私もこれ以上はお答えできませんけれども、確かにそこは町側の確認のできる体制が疎かだったというようなご指摘かもしれませんが、こちらサイドにおいても一応個々確認をした上から始めたような事業ですが、そういった設計の過程の中の本当に基本的なところで漏れていたという事実ではあります、その辺のところをここで問われても、これ以上のお答えは私の方からはできないのかなと思っています。ですから一見設計変更の全体が全て設計者のミスというような意味合いで思われている方もいらっしゃると思いますが、設計ミスに関して

は本当にその大きな変更の中では比率的に少ない金額のものであるということをご理解をいただかないと、ちょっと委員さんのお話の仕方からするとちょっと誤解を招くところもありますので、そういったことをご理解いただければなと思っています。

〔高山委員挙手〕

○副委員長（梅森敬仁君） では2点目についてどうぞ。

○10番（高山正人君） 私どもが今まで行政にお任せして学校を建てていただいたという経緯からいって設計ミスは認めたがというお話も言われましたが、設計というのは正直言って色々あるので、積算がミスったのか、設計図面の書き方がおかしかったのか色々違いがあるのですね。要は高騰したという部分には何も私否定するものはありませんから。これはウッドショックとか色々ありましたので、そのかさ上げについては別にそれはしょうがないという段階はありますが、ただ、色々工夫して全部検討してこれでどうしても足りないから追加をさせてくださいというお話をされておりました。しかし、材料の違いは安くなっていなくて高くなっている部分もあるし、デザインの変更によって大きく膨らんだ部分もありますので、そういったところは最初に決めた形、最初に出てきた数字の中でなぜまとまらなかったのかなというところ、逆にいうと増えたじゃないかというご意見もいただいています。これは私が見てもなんで変えなくちゃいけないのかなというようなところは歳出に大きく関わってくるからです、こういったところの点検にしても皆さんに、町民に本当にわかるように説明して、この金額をこれから先増えた分を払っていかないといけない。国の補助金からは当然決まった以外はないわけですから、あとは町民が地道に返済をしていくということですから。どうして形を変えなくちゃいけなかったのかとか、どうしてその材料にしないといけなかったのかという手筈はちゃんとしていたはずなのに、工期期間に納めるのにそこに至った、変更しなくちゃいけなかったという違いは当然出てくるのではないかなと思うのです。あの時も色んなことをたくさん言わせていただきましたが、結果的にはこんなにだって設計変更、金額変更になった試しがないのでね。これは本当に重たいものだと思って受けて謝罪をするなり何なりあっても町民にあっても良かったのではないかと私は思っています。どうですか。

○副委員長（梅森敬仁君） 1点目の質問でよろしいですか。

○10番（高山正人君） はい。

○副委員長（梅森敬仁君） 私お願いしたのは今1回目の質問として捉えています。その中で何点かあったので、まず1点目の変更の理由について質問をなさって、次長が回答してくれました。2点目は何々っていうことでそれで1回目の質問として捉えたいと思うのですよ。その回答に対して2回目の質問

をなさったらいいのではないですか。最初の中で何点かあったやつの順番で変更の理由について今回答えてくれました。2点目について質問をして、それぞれ終わった段階でその回答に対して2回目の質問としてまたやっていたらいいのかなと思いますがいかがでしょうか。そうでないとダラダラとずっと続いてしまうので。

○10番（高山正人君） いや3回しかないのです。

○副委員長（梅森敬仁君） だから1回目の質問として捉えればいいのではないですか。それを私が高山委員にお願いをして聞いている町民がわかりやすいように1回目の質問の要点はこれとこれとこれですということでも淡々とやりとりをまず1回していただくと。それに対する回答に対して返答を求めるのは2回目の質問。そういうことでいいと思うのですがいかがですか。

○10番（高山正人君） はい。

○副委員長（梅森敬仁君） よろしいですか。では最初の2点目の質問をお願いします。

○10番（高山正人君） うん、先

○副委員長（梅森敬仁君） 今ので答えていただきますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○副委員長（梅森敬仁君） それでは教育次長どうぞ。

○教育次長（永桶憲義君） 委員がお話されている設計変更によって金額が大きくなったというようなお話でしょうけれども、ちょっと私との認識が違うのかもしれないのですが、この学校建設を当てるにあたりまして、当初から35億というお金の縛りの中で進んできました。設計を変更したことによって金額が大きくなったという部分がありますが、基本私たちは35億の枠に縛られた中で設計を続けていましたので、増えたということに関して言いますと、設計ミスの部分に対してはその引き算足し算が狂った部分がありますが、基本は形を変えた部分で大きく足が出たところは正直無い建設事業として進めました。ですから、強いて私の記憶によると仕様を変えてと議会で設計を変更をお願いした部分では大アリーナの走路デッキのところの素材を変えたとか何かしたというところはありませんが、その分は違うところで資材なり減額をした上での計上でしたので、今元々現在7083でしたか、それぐらいの大きさだったのですが、当初の試算からいうと7800平米ぐらいの学校の規模感で始めたのですが、やはりそういったような部分が生じてきたということで、この先まだそれは設計の当初から無理だということをお勘案してまず小さくした上で今までのお話したような変更に対して設計変更を行ったというのが経過ですので、大きく当初の設計を変更したというのは基本的には考えとしては無く、むしろそういった枠の中に納まりながら内容をいかに継続して建てるかという考え方で進めてきたご理解をしていただければなと思っ

ています。

〔高山委員挙手〕

○副委員長（梅森敬仁君） はい、10番高山委員どうぞ。

○10番（高山正人君） これ次の質問にいきます。設計というところで非常に確認をして綺麗にできたんだよって。でも鉄筋鉄骨コンクリートが増えたということに考えてみれば、設計的にはこれは設計者のずれがあったのではないかと、技術的にはですよ。委員会で聞き、議会での質問をさせていただきましたが、これは設計上ちゃんと書いてあれば設計に従ってやっていけば鉄筋の数にしてもコンクリートの数にしてもそうずれるものではないと私は思って聞いていましたが、そうではなくて、それは技術的に狂いが生じたのではないのかと私は感じていましたから、こういったところの増えたところは技術面の違いではないのか。把握の仕方の違いではないのかなというふうに考えていますが、この辺についてお伺いします、技術的なところ。

〔永桶教育次長挙手〕

○副委員長（梅森敬仁君） はい、教育次長どうぞ。

○教育次長（永桶憲義君） 設計から建設に移った段階で、確かに経過の中で例えば今お話されたようなコンクリートの量だとか、以前高山委員もお話されたような屋根の構造の中で雨水の流れる考え方を修正した上で対応したところがあって、それは設計段階で作る部分でもそのままだでも特段問題はない状態だったのですが、やはり今度は建設事業者がいかに恒久的にこの後も使い続けていても不具合が起きないようにだとか、強度の問題とかのところを提案を受けまして、例えば屋根の前に質問されたところであります。今は問題ないけれども多分この形だと早期の段階で水の流れとかを少し考慮した方がもっと長く使えるよとか提案の中で変更した点は正直ありました。ですから、それは当然この学校はとにかくお金を収めて建ててしまっただけで私たちに引き渡せばいいというような事業者の考え方ではなくて、その都度私たちの方に提案修正の考え方を落としていただきまして、その中で他のうちのこの建設事業だけではなくて、先ほどの35億の縛りの中で収まるようにその都度増える分の減らす分のところの捻出をかけた上で対応させていただいていますので、私も技術者ではないので細かい本当の理由までは理解しない部分がありますが、一応そういったような説明の上で変更をかけていったところが大きな点であって、作っている段階で何か不具合が起こったから変更したとかっていう、そういうことではなくて、そういった先を見た上での変更で進めていったというのが私に入ってきて協議をいただいた内容となっています。

○副委員長（梅森敬仁君） 高山委員ちょっと待ってもらっていいですか。これ第1回目の質問で長くなったので、住民の方がわかりやすいように要点ごとにまず質問をしてくださいと。それが1回目の質問で今やりとりしてもらっていますけど、この回答に対して第2回目に質問していただいたらよろしいのではないですか。第1回目の最初のお話の中では後は責任論はどうなるんだってということがあったと思いますが、それをまず話を聞いてそれで1回目の質問が終わる。その回答に対して、それに対して第2回目の質問をしてもらった方がこの委員会を見ていただいている町民の方もわかりやすいのかなと思ってお願いをしたところですが、それでよろしいですか。では最後の責任論でいいですか。

○10番（高山正人君） はい。

〔高山委員挙手〕

○副委員長（梅森敬仁君） はい、では10番高山委員どうぞ。

○10番（高山正人君） すみません、質問の仕方が悪い。次は責任についてお伺いすると私は考えています。正直なところ確かに総額で35億であればいいんだよという最初から町の中の縛りの中でやっていたのかもしれませんが。ただ、私たちにとっては入札した金額、これを見た瞬間からああこれぐらいだったらこれぐらいで収まるんだろなという一般的な、一般論ですよ。ただし、増えてきた。でも収まっているのですよという行政側の言われている数字から言うと僕らは最初の数字がどうしても基本的になってしまい、そういったところで増えたという感覚になります。ですから増えた理由は何だと聞いたら、こんなに増えたのだったら責任って誰かにちゃんとしていただかないといけないのではないかという形を私は申していることです。

〔及川町長挙手〕

○副委員長（梅森敬仁君） では町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 全体的にお話をさせていただきたいと思います。この早来学園については、町民の多くの方も経過はご理解いただいていると思いますが北海道胆振東部地震、この地震を契機に早来中学校の再建から学校の小中一貫教育の推進、さらには安平、遠浅の学校も含めた形で今4校1校型の義務教育学校がスタートしたことであります。当然この発端が胆振東部地震ですから短期間でまとめなければならない。しかしながら、多くの利用者、町民、子どもまでの細かなご意見もなるべくこの基本設計だったり、実施設計の段階でも採用していく、そういった中で進めていた事業です。震災直後概算という言葉は何回か永桶次長も使われて、私も使いましたが、そういった35億を振り返ってみると、その間に高山委員もおっしゃられた資材高騰、

物価高騰、燃料費の高騰、これによく最終的なまだ外構工事今年度やっていますから、トータルの決算は出ませんが令和元年度にはすでに基本計画、設計が入って6900万ぐらいは支出をしている実績があるわけですね。それから令和2年3、4、5というこれだけの変更の中で一部コロナ対策臨時交付金もこの3年間の中に一部投入しながらやってきた。トータル的には38億6500万。これは様々な外構も全部含めて、早小の解体費も含めて。一部早中の旧校舎の解体は残っていますが、そういった大きな事業であります、その上積みについてはある程度軽減をしながら最初お約束した35億の中でいかにかできないかということやってきた。資材高騰、物価高騰のところはやむを得ないことは高山委員との共通認識です。さらにこの間、過疎債という法律が議員立法で国会で承認いただいて、引き続きこの過疎債というものを使えるようになった。これは一般町民の方はわかりづらい仕組みなんです、借金を最終的には20億5700万、これお願いしてなかなか満度つかないのですが、何回も要望して、文科大臣にも要望に行って、そして満度に充当していただいた、借金をすることができた。逆にそれが7割今年度交付税で戻ってくることになります。ですから実際21億弱借りたとしても14億円ぐらいは戻ってくるわけですね。国の方の国費で考えていきますと国や道の支出金の中では約14億7000万が国から交付金として来る、道からもいただいている。それを合わせて28億ぐらだと、例えば概算で。残るところの8億ですが、先ほどから話題に出ていた町長おまかせのふるさと納税だったり寄付だったり、そういったところをいっていくと、寄付金あと繰入金、一般財源とそれぞれ細かくありますが、通常で言う一般財源でいけば1325万4000円でこの事業は出来ている。さらに繰入金と寄付金と足して特財を除いても6億4780万ぐらいただということになっているわけです。ですから、この3年間ふるさと納税毎年2億を超える金額を使える形でやってきていますから、実際のところこれだけ大きな学校、しかも学校としてだけではなく地域の方にもご利用いただける最先端の学校ということで今全国から今なお視察に来ていただいています。コンクリート造、木造、これも被災木を使った中でこれも表彰されるような作り方だということで評価をいただいておりますので。ですから冒頭高山委員の方から税金が当初概々算と言いながらも言っていた金額より上回った。それに投入することへの町民への説明が不足しているのではないかとのご指摘ですから、今ちょっと長めに話させていただきました。そういった中で皆様方町民の方にこれから償還は出てきますが国からきちんと7割は戻ってくると。既にふるさと納税の中でこの経過した4年の中でも一定の財源というものは当然我々はふるさと納税の中で毎年いただいているわけですから、今後も早来学園だけではなく教育環境の整備ということでデジタル化含めて進めていきますので、早来学園だけではなくこれから前回の議会でも申し上げた追分の方の小中学校の統合に向けた検討を進めるという話をしましたが、その検討を進めるだけでなくデジタル化についても早来学園同様最先

端のものを追分側でもやっていくと。そんな考え方ですので町民の方におかれましてはそういった様子もあびらチャンネルで見させていただいたり、新聞報道等で高くこの早来学園の建設が終わって終わりではなくて、その後の使われ方含めてご納得いただいている方が多いのではないかなと思っています。

一部設計のところでのミスの話は議会の中でも色々やらせていただいたところですから私の方から繰り返しはしませんが、色んなことがありましたが、この5年を、先月で胆振東部地震からの節目の5年目を過ぎて、これからまたこの学校をいかに有効に活用していくかというステージに入ったのかなと思っていますので、財政的な決算を今日は審査の中での総括質問ですから、ご質問が大きな質問だったので、ちょっとだいたこの決算審査に馴染まない答弁になったかもしれませんが、そういった趣旨で我々は教育委員会と一緒に両輪となって取り組んできたということですので、どうかご理解のほどよろしくをお願いします。

○副委員長（梅森敬仁君） 高山委員、これで最初の質問については回答は得られたと思うのですがそれでよろしいですか。それではこの回答を受けてさらに質問が必要であれば2回目の質問に入ってください。よろしいですか。

○10番（高山正人君） はい。

〔高山委員挙手〕

○副委員長（梅森敬仁君） では2回目の質問として10番高山委員どうぞ。

○10番（高山正人君） 町長からお話をいただいて、決して悪いという中身を持っていると思われていらっしゃる部分も多分あるのだと。ただ、できてよかったとこれも私も喜んでいるわけですから、次私が言いたかったのは、業者がミスする時もあるけれどもうちもミスする時があるということはずっとなってきた、じゃあまたこのような形になることがあったらどうしようっていうふうに思っていて、資材が高騰した時は上がるのは普通だというのは常識的に捉えられるわけですが、数量が足りなかったという時にうちが全額を補填しなければならなかったという事案についてのこのやり方。いいのかなって。通常だったら半分にするとかそういったやりとりがあっても良いのかなと思ったのですが、謝りにいらっしゃるって何とかしてくださいというお話で、うちの方としては学校建設するのにどうしても必要なのでと言われたら出さざるを得なかったという経過があると思うのですが、こういったミスを犯した場合うちの行政でまた補填をしないとしないっていうことを無いようにするためには、あっても困るので、行政側の技術者もしくはコンサルタントの使い方について改善の余地があったのではないかなと思っていましたが、そういったところはいかがでしょうか。

〔及川町長挙手〕

○副委員長（梅森敬仁君） はい、町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 相当期間も経っていますので記憶の中ですが、そういったミスが、細かなミスは当然ありました。それはそういった形で注意をして改めていただいた。その後に大きなミスがあつて、それはその業者に頼んでいたものが上がってきたものが、再チェックをその方もすればよかったのが、そこを安易にそこを信頼してやったがために結果的にはミスを見抜けなかった。我々町にとっても同じことが言えたということで、それも議会の中でご答弁させていただきましたが、そのチェック体制をさらに強化して、そしてその後も色々設計変更とかありましたが、そこはチェックをきつくしながらそういったことを我々もやってきたということで、今後起こらないかとのご質問ですから、そこは起こらないような体制で行ってきた。さらには指名停止の処分も我々はどの程度しなければならないかということも北海道に教示を願ってこの期間だということでの処分でしたから、それ以上の重い処分をすべきではないかとの意見があつたかもしれませんが、それはそういうことではなくルールに基づいてやらせていただいたということでありますので、今後同様の何かあつた時には同様の指名停止の処分ということは出てこようかと思っています。

あと技術者の関係ですが、例えば建築の資格を持っている職員だとかこれまでも採用してきましたし、今いますし、また、そういった担当をしていた者。ただし、ずっと同じセクションに置かないようにしなければならないというような、例え専門職であってもそういった配慮もしながら人事異動もかけていったり、今回のケースについては兼務発令をして教育委員会サイドの仕事に就いて片手間ではできないですが、技術者が不足しているということもあつて臨機応変の対応もしながらこの震災という大きな難局を乗り切ったわけです。当然職員をどんどん増やしていくことは難しいわけですので、今ご提言いただいたような民間のコンサルであつたり、設計業者を委託という形になるかもしれませんが活用させていただきながら、そこに我々が全て任せるのではなく我々もそこにきちんとチェックする体制、これは現在も行っていますが、そういったところを今回の反省を踏まえて先ほど指摘されたようなことが二度と起こらないように進めて参りたいと考えています。

〔高山委員挙手〕

○副委員長（梅森敬仁君） はい、10番高山委員どうぞ。

○10番（高山正人君） ありがとうございます、わかりました。チェック体制をしっかりとやって町の技術者もしっかりとした形で見えていくと。私が言いたかったのは、大事なところはお金が掛かってもいいから、非常に信頼のできる場所をお願いすべきではなかったのかなという反省を自分も思っていま

したので、そこら辺をお考えいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○副委員長（梅森敬仁君） 答弁はよろしいですね。

○10番（高山正人君） いや、いいですよ。

○副委員長（梅森敬仁君） いいですね。わかりました。それでは暫時休憩とします。

（暫時休憩）

（高山委員は委員長席へ、副委員長は自席へ移動）

○委員長（高山正人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般会計の総括質疑をお受けしますが質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） ありませんね。それでは先ほど三浦委員の答弁保留がありました。これについて。軽自動車税の収入未済額とマイナンバーカードについての資料の提出等すぐできるので、どうですか、今必要ですか。あとでよろしいですね。はい、わかりました。それではそのように対応してください。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 討論なしと認めます。それでは直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第1号、令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認めます。したがって認定第1号は、審査の結果認定すべきものと決定しました。

◎ 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第2号

- 委員長（高山正人君） 本委員会に付託された認定第2号、令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（阿部充幸君） 令和4年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明します。177ページをお開きください。歳入合計9億4091万9865円。歳出合計9億2534万993円。歳入歳出差引額1338万4872円で同額を翌年度繰越額としています。この会計は保険税と保険基盤安定繰入金の北海道へ納付することが主なもので、その他、保険給付費や特定健診事業の歳出に伴う交付金の予算となります。

それでは歳入をご説明します。事項別明細書182ページをお開きください。1款国民健康保険税は調定額2億5381万9033円に対して、2億2257万8871円の収入額となり、全体の徴収率は87.69%となります。内訳としては、1目一般被保険者1節から3節の現年課税分の徴収率は97.14%、4節から6節の滞納繰越分の徴収率は16.16%となっています。2目退職被保険者の1節から3節滞納繰越分については収納実績がありませんでした。

続いて183ページにわたる2款道支出金1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金は、療養給付費分の交付金となります。2節特別交付金については、医療費削減対策や特定健診にかかる負担金となります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金1節2節は保険税軽減に対する繰入金で、3節から5節までは国保制度に基づき町が負担する割合分の繰り入れとなります。184ページ、6節その他一般会計繰入金については福祉医療費減免分の繰り入れとして重度医療等に対する独自減免の補てん分として一般会計から繰り入れています。7節未就学児均等割、保険税繰入金については、国、道、町が負担する割合分の繰り入れとなります。

4款繰入金は前年度繰越金、あ、繰越金は前年度繰越金。

185ページにわたる5款諸収入は、第三者の納付金及び国保資格喪失に伴う返納金となります。

次に歳出の主な内容についてご説明します。186ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費については、8節旅費から18節負担金補助及び交付金までは国民健康保険事業にかかる限度額認定証の印刷経費及び国保事務電算処理業務などが主なものとなります。2目連合会負担金は広域化に

伴う各運用負担金の財源となります。187ページ、2項1目賦課徴収費は、保険税徴収にかかる経費となります。3項1目運営協議会費については、国保運営協議会の開催にかかる経費となります。

188ページにわたる2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費の決算額は5億2586万3044円で、前年度の決算額は5億1695万8999円と比較し890万4045円の増額となっています。2目一般被保険者療養費から2項高額療養費までは療養費等の支出となります。4項1目出産育児一時金は6件分の実績となっています。189ページ、5項1目葬祭費は9件分、6項1目傷病手当金は1件分の実績となっています。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分から190ページにわたる3項介護納付金分までは北海道から提示された納付額について、国保税等を財源として北海道へ納付するものとなります。

4款共同事業拠出金は、退職者医療にかかる分担金となります。

191ページにわたる6款保険事業費1項1目保健衛生普及費12節委託料の脳ドック業務委託料は17名分、動脈硬化予防検診業務委託料は12件分の実績となっています。2目特定健康診査等事業費の1節報酬は栄養士の報酬として、11節役務費は特定健診データ管理システムの回線使用料及び受診勧奨等の郵送料として、12節健診業務委託料は健診実施医療機関等への委託料、共同電算処理業務委託料は健診及び保健指導にかかる国保連合会の電算処理委託料となります。

7款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金から192ページにわたる4目退職被保険者等還付加算金までは、保険税の資格喪失にかかる過年度還付金と還付加算金となります。5目償還金は前年度の超過交付分を返還するものです。2項1目一般会計繰出金は、国保加入者にかかるインフルエンザ予防接種経費と肺炎球菌予防接種経費を一般会計に繰り出すものです。

193ページにわたる9款基金積立金は、歳計剰余金を基金に積み立てるための支出額となります。

最後に基金についてですが、財産に関する調書195ページ、続く基金の運用状況に関する調書196ページに記載のとおり2億4869万1191円が令和4年度末現在高となっています。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（高山正人君） ご苦労様です。ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後1時00分

○委員長（高山正人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。国民健康保険事業特別会計について、午前中に説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計は歳出からページごとに質疑を行います。決算書186ページをお開きください。186、187ページではありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ188、189ページ。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ190、191ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 190ページの6款1項1目保健衛生普及費の12節委託料の脳ドック業務委託料、こちら毎年確認させていただいているのですが、12名というご説明があったのですが、こちらは定員一杯まで募集が来たのか、それとも定員割れをしたのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 令和4年度の脳ドック検診については令和3年度の受診者数が28件でした。令和4年度は17件となっていて少し減っているのですが、今後も広報等にて周知をしていく予定ではありますが、令和5年度事業からの健康寿命延伸の取り組みとして保健事業と介護予防の一体的事業がもう始まっていますので、こちらについては脳ドックで見つけるべき無症候性のラクナ梗塞や未破裂の動脈瘤など、脳血管疾患のハイリスク層へのアプローチを通して生活習慣病の予防に資する脳ドック検診の効果的な実施に向けた作業を進めていますので、一体的に今後事業を進めていきたいと考えています。以上です。

（理事者側協議）

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 定員については予算上は40件程度となっています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 広報による周知やその他の取り組みもやっているということでご答弁いただいたのですが、例えば健康診断などの結果を見たりして個別勧奨するなど、そのような考えがあるかどうか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは先ほども保健事業と介護予防事業の一体的実施において一体的に進めていくということで、国保データベースシステムを活用した健康状態不明者や未治療のコントロール不能者、治療中断者の抽出を行って、糖尿病等の生活習慣病の予防や重症化予防、認知症予防に資するハイリスクアプローチとして医療への受診勧奨や健診の受診勧奨に合わせて脳ドックの受診勧奨ができればいいと考えています。以上です。
- 委員長（高山正人君） よろしいですか。

- 委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高山正人君） なければ192、193ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高山正人君） なければ支出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。182ページをお開きください。182、183ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 182ページの収入未済などの関係についてお伺いするのですが、昨年のご答弁では審査会で保険証の交付に対して短期資格証に切り替えると言っていたのですが、完納に至って切り替えにならないよう努力す

るということと生活保護にもつなげられるように面談、生活状況の聞き取りなども行っていく、積極的には進めにくいというご答弁をいただいていたのですが、未納になったことによって短期証に切り替えた例、4年度はあったのかどうか。その生活状況の面談も行い、健康福祉課へのつないだ例もあるのかどうか、この辺のところ2点をお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（高山正人君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 令和4年度の短期証の交付はありませんでした。先ほど午前中にもお答えしましたが、滞納の協議会等において今後国保税も含めた中での徴収計画を立てながら行っていくというところです。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 徴収に力を入れているのは税の公平性ということであるかと思うのですが、これと付随して困窮者に対する支援、最低限医療が受けられるようにということで両方考えていかなければならないと思うのですが、この辺のご対応はどのようになっていますか。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（高山正人君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 申し訳ございません。これも個々の滞納の状況からその個々の状態をその協議会の中で話していくこともあります。それによって生活困窮であれば健康福祉課の方の生活保護等の部分、これは本人の意思に基づいて行うわけですけれども、そういう事例があった場合についてはつなげていくというのも一つの方針ですので、考え方は三浦議員の質問内容と同じだと思います。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。あとちょっとこちらは私の勉強不足もあるかと思うのですが、確認だけさせていただきたいのですが、不能欠損となった方々への保険証の資格については、こちらもどのような対応になっているか伺います。短期証になるのか、それとも切れてしまうのか。その経緯とかそういうのを、すみません。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（高山正人君） 副町長。

○副町長（田中一省君） この短期証がない中で医療機関に通わないと、最悪の事態になり得る部分もあります。ですから令和4年度については短期証の交付は無かったという形で答弁した次第です。不能欠損の部分についてもそれぞれ個別訪問等の徴収の部分で状況を確認しながら、その状況において対応していくというところです。決して切るだとかそういう部分はありませんので安心していただければと思います。

○委員長（高山正人君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ184、185ページ。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ以上で歳出歳入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けしたいと思います。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 昨年確認してご答弁いただいたその経過をお聞きしたいと思うのですが、令和12年に広域化をするに際して令和8年に4方式から3方式にするというところを北海道と協議すると答弁いただいていたのですが、その後の進捗はどうなっていますか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 令和4年度末の保険給付費等支払準備基金の額が2億4869万1191円となっています。委員がおっしゃるとおり4方式から3方式への今準備を進めているところですが、その先に北海道では加入者負担の公平化を図るためとして道内全市町村の保険税率について令和12年度を目途に統一するということを目指しています。その段階の前としての3方式ということになるのですが、今年に入ってから北海道の方にまた、さらにシミ

シミュレーションの資料を提供していただきまして現在綿密な調整を行っているところですが、支払準備基金の額に鑑みまして、少し前倒しで3方式の準備をしていきたいと考えています。また、新薬である認知症予防薬の処方、あとはコロナ感染症5類の移行による給付費の増大が予想されるそういった影響と。あと先ほど申しました高齢者保健事業と介護予防の一体的実施に関連して、健康状態不明者等の受診勧奨にて糖尿病や透析等の受診者が一時的に増えてくるということも現在予想しています。平成27年度に実施した基準外繰入れや、繰り上げ充用といったことにならないような財政運営に配慮することも同時に考えながら今現在進めているところです。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） ではその準備基金が、その額が少し多くなったことにより早めに進められるのではないかと考えているけれども、色々な要因で医療費も増えると思うのでそこは調整して進めていかれるという答弁だったと思うのですが。ここで保険税が急激に上がらないように準備していると確かご答弁いただいていたと思うのですが、そちらの方も勘案しながら3方式にするとか、その辺の先も進めるという認識でよろしいですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） そうですね、資産割額を廃止して収入源となる4方式から3方式にする際に資産割額を廃止するということになるのですが、その場合その保険料が減収になる部分を、ここは支払準備基金を取り崩して充当し、被保険者の過大な負担とならないような検討も同時に北海道の方にお願ひしてシミュレーションの資料を今年も提供していただいているところです。以上です。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、副町長。

○副町長（田中一省君） 申し訳ありません、先ほど短期証の関係だったので令和4年の6月現在で33世帯、新規が4件という形になります。ただ、令和5年度の部分については、まだ交付しておりませんので一斉交付という形になりますので。先ほどその部分が間違っただけで答弁してしまいました。お詫び申し上げます。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず、本件に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 討論なしと認めます。それでは直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認め、採決いたします。本委員会に付託された認定第2号、令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認めます。したがって認定第2号については審査の結果、認定すべきものと決定しました。

◎ 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第3号

○委員長（高山正人君） 本委員会に付託された認定第3号、令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 令和4年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明します。197ページをお開きください。歳入合

計 1 億4621万4660円。歳出合計 1 億4514万8560円、歳入歳出差引額106万6100円円で同額を翌年度繰越額としています。この会計は保険料と保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合へ納付することが主なもので、その他事務費等の歳出に伴う交付金の予算となります。

初めに歳入をご説明します、事項別明細書201ページをお開きください。1 款後期高齢者医療保険料 1 項 1 目 1 節現年分では収入済額 1 億692万6000円で、徴収率99.89%、2 節滞納繰越分は収入済額 5 万8949円で、徴収率89.71%となっています。

2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節事務費繰入金は歳出 1 款の一般管理費事務費にかかる費用として繰入れ、2 節保険基盤安定繰入金は所得の低い方の保険料軽減分を北海道から4分の3、それに町負担分の4分の1を加えた額を繰り入れています。

202ページにわたる 3 款諸収入 3 項雑入は、2 割負担者の保険証交付にかかる交付金となります。

4 款繰越金は前年度繰越金となります。

続いて歳出をご説明します、203ページをお開きください。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費10節需用費から12節委託料までは保険証の交付にかかる経費が主なものとなります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入および保険基盤安定繰入金を財源に広域連合へ納付するものとなります。

204ページにわたる 3 款保険事業費は、脳ドック業務委託料の支出で18名分の実績となっています。

4 款諸支出金及び5 款予備費については、執行なしとなっています。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

- 委員長（高山正人君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本会計も歳出からページごとに質疑を行います。決算書203ページをお開きください。203、204ページについて質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） 三浦委員。

- 7番（三浦恵美子君） 204ページの保健衛生普及費のところの脳ドックの関係なのですが、先ほど国保会計でご答弁いただいたのと同じ対応の内容でいいのかという確認をさせていただきたいと思います。昨年度より減額だったものですから確認だけとらせてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 令和4年度の脳ドック検診の受診者数なのですが、令和3年度が15名、令和4年度は18名となっています。こちらについても高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において効果的な脳ドックの検診になるよう準備していますというところです。以上です。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。201、202ページをご覧ください。質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 201ページのところの保険料の収入未済の関係ですが、毎年確認させていただいているのですが、4年度が増えている要因は何かということをお聞きしたいのですが、口座の振り替え手続きの忘れか、その他の要因かお願いします。主な多い要因ということでもいいですけども。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（高山正人君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 後期高齢者医療保険料の12万663円の未収金ですね。この部分については件数6件でして、この部分については月額の変動のある部分としてお支払いになっていなかった部分があると。普通徴収による部分と。本来であれば年金から徴収すれば、特別徴収になればこういう部分はないのですが、昨年はずなかつたと思いますが、普徴になった時点でお支払いになっていなかった人が6件もいたという形です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） やっぱりこの切り替わる時の手続きとかの忘れがあると思うのですが、その辺周知されているかと思うのですが、何かこういうふうに改善したらいいかなとかそういう考えがあるかどうか。難しいかと思う

ののですがいかがでしょうか。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（高山正人君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 何回も同じ答弁になると思いますが、滞納対策本部で情報共有をしながら今後も他課と連携をとりながら税務と健康福祉課と連携をとりながら周知、なるべく徴収をしていくという形になります。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） では国保と同じようにその滞納対策本部で困窮者も、例えば居たら拾って丁寧に対応するという感じで、同じ感じでやるという認識でよろしいですか。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（高山正人君） 副町長。

○副町長（田中一省君） もうちょっと詳しく言いますと、滞納整理対策本部会議は健康福祉課、水道課、建設課、教育委員会、税務住民課のメンバーで構成しながら令和4年9月に安平町徴収事務計画、滞納対策計画を策定し運用していますので、この会議の中で三浦議員が言われたような個々の状況、そして全体の状況、なぜ支払わないのか、債権として徴収できる債権があるのかどうなのかをもって事例をもちながら検討していくという形です。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ以上で歳入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(高山正人君) 討論なしと認めます。それでは直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(高山正人君) 異議なしと認め、採決します。本委員会に付託された認定第3号、令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(高山正人君) 異議なしと認めます。したがって認定第3号については審査の結果、認定すべきものと決定しました。

◎ 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第4号

○委員長(高山正人君) 本委員会に付託された認定第4号、令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○委員長(高山正人君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 令和4年度の介護保険事業特別会計保険事業勘定、歳入歳出決算の概要についてご説明します。206ページをお開きください。歳入合計10億4174万4530円。歳出合計8億7611万3481円。歳入歳出差引額1億6563万1049円で、同額を翌年度繰越額としています。この会計は65歳以上の一般1号被保険者と40歳以上65歳未満の加入者を2号被保険者として介護保険料と国費、道費、支払基金からの公費を財源に要介護認定を受けた方が利用する介護サービスに要する費用について給付する会計となります。

それでは歳入をご説明します。事項別明細書210ページをお開きください。1款保険料1項1目第1号被保険者介護保険料1節現年度分は収入済額1億4956万7680円で収納率99.5%、2節滞納繰越分は収入済額9万8900円で収納

率0.8%。

211ページにわたる3款国庫支出金、項1目介護給付費負担金から2項3目地域支援事業交付金までは、それぞれの事業に対する負担割合で交付されています。4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金については、地域包括ケアシステムの構築にかかる評価指標に基づく交付金となります。

212ページにわたる4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業支援交付金は、介護給付予防給付として交付を受けています。

5款道支出金1項1目介護給付費負担金から2項2目地域支援事業交付金までは、それぞれの事業に対する負担割合で交付されています。

213ページにわたる6款繰入金1項1目介護給付費繰入金から3目地域支援事業繰入金までは、町が負担する割合分の繰り入れとなります。4目低所得者保険料軽減繰入金は所得階層第1段階から第3段階の軽減分にかかる補填分として国、道交付金に町負担分を合わせて繰り入れています。5目その他一般会計繰入金は、歳出1款職員給与費及び事務費にかかる繰り入れとなります。2項1目介護サービス事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定から地域支援事業の財源として繰り入れています。

7款繰越金は令和3年度からの繰越金となります。

214ページ、8款諸収入はコピー代となります。

続いて歳出のご説明をします。215ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費1節報酬から216ページにわたる18節負担金補助及び交付金までは、介護保険事業にかかる人件費2名分及び被保険者証等の印刷経費、事務室の電話料などが主なものとなります。217ページにわたる2項1目認定調査等費8節旅費から12節委託料までは、介護認定調査経費にかかる主治医意見書作成手数料及び町外委託の要介護認定調査業務が主なものとなります。2目認定審査会共同設置負担金は、安平町の認定審査件数380件分の負担となります。

2款保険給付費については、1項介護サービス等諸費から219ページ6項特定入所者介護予防サービス等費まで介護保険利用サービスごとの支出となります。

3款地域支援事業1項介護予防生活支援サービス事業費は、総合事業の支出となります。220ページにわたる2項1目一般介護予防事業費は、介護予防教室の経費となります。7節報償費は地域リハビリテーション活動支援事業にかかる講師謝礼、11節通信運搬費はニーズ調査にかかる郵送料となります。221ページにわたる3項1目包括的支援事業任意事業費については、認知症施策や生活支援体制整備事業が主な経費となります。7節報償費は認知症サポーター要請講座等の講師謝礼として、11節需用費及び11節役務費は成年後見制度にかかる諸費用が主なものとなります。222ページ、12節委託料は生活支援体制整備事業及び在宅医療介護連携推進事業、介護給付システム保守点検

業務の委託料となります。

223ページにわたる4款諸支出金1項1目は保険料還付金、2目償還金は前年度の保険給付費の精算が主なもので、国庫分、道費分、支払基金分に対するものとなります。

5款予備費からの支出はありません。

続きまして介護保険事業特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算の概要についてご説明します。225ページをお開きください。歳入合計1016万6554円、歳出合計785万320円、歳入歳出差引額231万6234円を翌年度繰越額としています。介護サービス事業勘定は地域包括支援センターの所管業務である要支援者のケアプラン作成及び町指定管理のグループホームさかえに関する会計となります。

それでは歳入についてご説明します。事項別明細書229ページをお開きください。1款1項1目介護予防計画作成収入は1312件となっています。2項1目自己負担金収入は、サクルが指定管理業者になる以前、委託業者の時に未納となった利用料の過年度滞納繰越分です。

2款繰入金については、認知症高齢者グループホーム維持運営基金からの繰り入れとなります。

230ページにわたる3款繰越金については、前年度からの繰越金となります。

次に歳出についてご説明します。231ページをお開きください。1款サービス事業費1項1目介護予防計画作成事業費は157件分の委託料となります。

2款施設整備費は、グループホームさかえの施設修繕及び備品購入にかかる支出となっています。

3款予備費からの支出はありません。

232ページにわたる4款諸支出金については、介護保険会計保険事業勘定の地域支援事業の財源として繰り出すものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（高山正人君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計については初めに保険事業勘定、次にサービス事業勘定の順に質疑を行い、総括的な質疑、討論ののち認定すべきものか否かを決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。それでは保険事業勘定の歳出から質疑を行いますので、215ページをお開きください。215ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(高山正人君) なければ216、217ページ

[三浦委員挙手]

○委員長(高山正人君) はい、三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 217ページの1目認定調査等費のところの委託料、要介護認定調査業務委託料、こちら主治医意見書の分だにご説明いただいたのですが、今年度は何件分か伺います。

[阿部健康福祉課長挙手]

○委員長(高山正人君) はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) こちら396件分となっています。以上です。

[三浦委員挙手]

○委員長(高山正人君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 昨年よりは少し減ってしまったのかなと思うのですが、ケアパス等ホームページに載せていただいたのですが、その後わかりやすくなったとか相談しやすくなったなどの声が寄せられているか、効果がどのように出てきたかを伺います。

[阿部健康福祉課長挙手]

○委員長(高山正人君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) ケアパスの方はホームページに載せていまして、パンフレット等にも載せていますので、そういった意味では認知症になった後の支援はわかりやすくなっているのではないかと思います。直接そこがわかりやすくなったとかという話は聞いてはいませんが。ただ、認知症に対する相談というのは増えていますので、そういった効果なのかなと考えています。以上です。

[三浦委員挙手]

○委員長(高山正人君) はい、三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) ありがとうございます。次違う項目でもう1つ伺うの

ですが、その下の介護認定審査会共同設置負担金ということなのですが、介護認定にかかる認定の見直しが以前より時間がかかっているのではないかと介護関係者からの声が私の方には寄せられてきているのですが、実際に現状はどうなのか。変わりは別になのか、それとも何かの事務の関係か何かはわからないのですが遅れる場合があるかどうか、その事実確認をさせていただきたいと思います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 認定審査の結果が遅れているということですが、法律で1か月間の間に、申請から1か月の間に結果を出さなければならないと決められていますので、遅れるっていうことは基本的にあり得ないってことですね。認定審査会の、審査会の方も特に調査項目が変わっていると、審査に関するところが変わったということは全くありませんので、そういったところは無いのではないかなと考えています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 多分申請した時期によって審査会がいつ行われるのかその辺のずれかなとは思いますが、もう1つ確認させていただきたいのが、介護認定を受けていなくて急に必要になりましたと言って申請した場合によって見なしというか遡及で認定下りる前に介護サービスを使えるということがあるかと思うのですが、そちら介護サービスを受けたいと相談が来た場合にはそこら辺の説明も、1か月あるものですから、その説明もしているかどうかの確認をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） それ前倒し給付というところで、必要であればそういったサービスはケアマネージャーを通してやっていくことになるのですが。あまりないのですが、ただ認定がそこで要支援以上にならない自立の場合もありますので、その場合は全額自己負担ということになってしまう、そこら辺は状況をちゃんと本人のアセスメントして実際どうするのか決めてやっています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） はい、三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 例えば必要だと思ってサービスを受けたとしても支援になっちゃったって、たまにそういう場合が、あまりないけどあるということで、そうなった場合はお金を自己負担分を返還してもらおうという感じに精算するということで事務的な質問で初歩的ですがお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 実際そうなった例は私も伺ってはいなかったのですが、制度的にはそういった制度になっているので、そこはきちんとアセスメントをしてそういった不利益にならないような調整は必要なのではないかなと思います。恐らくそういったことは今まで返還してもらおうとやっていうのは無かったのではないかなと思います。以上です。

- 委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高山正人君） なければ218、219ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高山正人君） なければ220、221ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 221ページの認知症サポート員の報酬が令和2年から執行0なのですが、現在の進捗はどのようになっていますか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 認知症サポート員の関係なのですが、認知症初期集中支援チームを立ち上げることで早期発見、早期対応というところを対応していくことになるのですが、基本的には包括支援センターだったり居宅支援事業所が対応して認知症対応していくことになってはいるのですが、そ

の中で対象者の方がこういった中核症状があるのかとか、見当識障害がある
のですとか、記名記憶障害があるとか全体的に把握して、徘徊があるとか、そ
こも全体的な調整を図りながら対応していくことになりますので。あとは認
知症の専門員である認知症疾患医療センターの先生方とも連携をとりながら
最終的には、どう初期集中支援チームを立ち上げるかどうかを決めていきま
すので、そういった全体的な対応をしながら今のところは0件になっていま
す。以上です。

○委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ222、223ページ。質疑はありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、米川委員。

○2番（米川恵美子君） 総括で聞こうかと思って迷ったのですが、この歳出合
計の中の不用額が大変多くありますが、これは原因は何なのか。高齢者が減
少したのか、介護保険サービスを受ける人が減ったとは考えられないので
すけど。原因は何でしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 予備費の不用額というところでいいですね。こ
ちら第7期介護保険計画、あと第8期介護保険計画を作る際に第8期計画で
は見える化システムを使って保険料が本当は5700円になるところだったの
ですが、現行の5200円に保険料を据え置くために4000万円予備費から投入した
という経緯があります。介護保険料この予備費は本当は基金を積み立ててや
っていくということもあるのですが、介護保険事業の場合は予備費で基金と
いうような運用の仕方をして、今回第9期計画を作るにあたって現行の5200
円の保険料に近づけるためにこちらの予備費をいくらか投入した中で保険料
をなるべく抑えていくというようなことを考えています。以上です。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、米川委員。

- 2番（米川恵美子君） 基金が4000万円投入したからそれで余った。ちょっと
すいません、理解し難かったのもう一度お願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 第8期計画を作成した時の予備費の残高がいくら
だったかというのは今すぐには出てこないのですが、その当ても確か1億
いくら予備費があって、その中から4000万円を投入して、本来であれば8期
計画で5700円になる保険料だったものを現行のそのまま据え置き5200円にす
るために4000万を投入したという経緯がありました。現在1億いくら溜まっ
ているのですが、そちらの方も今年度9期計画を作るのですが、その方に投
入していきたいと考えています。以上です。
○委員長（高山正人君） よろしいですか。

- 委員長（高山正人君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高山正人君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。
210、211ページで質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） 三浦委員。
○7番（三浦恵美子君） こちらも210ページの介護保険料の関係の毎年聞してい
るのですが、収入未済の関係ちょっと増額しているのですが、こちらはどの
ような要因で、対策は先ほどの関係のご説明をいただいたものでされている
のだと思いますがどのようになっているのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 滞納繰越分の関係ですが、現在収入未済額が1
億1070万1840円となっていて、これは325件分の内容となっています。個
別の内容については、基本的には普通徴収から特別徴収になる前に6か月間
あるのですが、その時の納付漏れがあったり、あとは年金額が年額18万円以
下の方は口座振替や納付書での支払いとなっていて、その部分が滞って
いることが主な要因となります。

滞納対策としては督促状の送付や電話連絡による分納の協議、また介護認定の申請の時に滞納があるため償還払いになってしまいますよという説明ですとか、長期の滞納者からは納付の誓約書を貰い計画的な納付となるよう対応しております。あと先ほど副町長も申しましたとおり、行革プラン2022に基づいた副町長を本部長とする徴税等滞納整理対策本部会議にて、対応はそこでも行っているところです。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 例えば今ご説明いただいたとおり、いざ使う時に説明されているというふうに伺ったのですが。使う以前に未納になったら保険使えなくなってしまうと周知しているって確か以前ご答弁いただいていたのですが、それはやり方を変えるとかそういうことを行っているのかどうか。実際に保険使えなくなった例があったか無かったか、その2点をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 滞納の関係については、保険料の発付をする際に広報でお知らせはしているのですが、その時に広報等でも書いていますし、納付の発付をする時にそこに滞納の関係についての説明事項を入れてこういうことにもなりますというお手紙は一緒に入れて郵送で送っているところです。実際に保険料が払えていなくてサービスが使えなかったという例は、色々滞納対策しながらそういった形にはならないような対応を担当課ではしています。以上です。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ212、213ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ、

〔米川委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） 213ページの低所得者保険料軽減繰入金ですが、ここでいう低所得者ってどの段階の方のことを指しますか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは介護保険料第1段階、第2段階、第3段階の方が対象となります。ちなみに軽減対象者として第1段階の方は587名、第2段階の人は328名、第3段階の人は297名となっています。以上です。
- 委員長（高山正人君） よろしいですか。
- 委員長（高山正人君） なければ214ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高山正人君） なければ次にサービス事業勘定の質疑を行います。歳出231ページをお開きください。231、232ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（高山正人君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の229ページをお開きください。229、230ページについて質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（高山正人君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 229ページのサービス収入の未済の関係ですが、こちら過年度から平成18年分の未済で指定管理前のものというご説明を受けていて金額がずっと変わっていないのですが、協議内容など何か進展があったか無かったか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（高山正人君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） こちらのサービス利用料の収入未済額ですが、こちらはサックルが町の指定管理になる以前の未済額でして、昨年においても進展していないという状況になっていまして、現状このまま予算を計上さ

せていただいている状況になっています。現在担当の方で利用者が亡くなられていることやご家族とも連絡がつかないということもありまして債権放棄の準備を進めていますが、こちらが私債権という扱いになるため、民事執行法に基づく手続きについて現在調査しているところです。以上です。

[三浦委員挙手]

- 委員長（高山正人君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 5年度中には目途がつきそうということなのでしょう
か。あ、5年度のこと聞いていけないんですたっけ。すいません。
- 委員長（高山正人君） よろしいですか。
- 7番（三浦恵美子君） はい。すいません。

- 委員長（高山正人君） 他に229、230ページで質疑はありませんか。

[米川委員挙手]

- 委員長（高山正人君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） 229ページの介護予防計画っていうのはどのような計画
を立てたのか伺います。

[阿部健康福祉課長挙手]

- 委員長（高山正人君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） こちらはケアプランです。以上です。
- 委員長（高山正人君） よろしいですか。

[米川委員挙手]

- 委員長（高山正人君） はい、米川委員。
- 2番（米川恵美子君） ケアプランだったらケアマネージャーの報酬ですよ。最近ケアマネージャー、今年度になってから減ったという話を聞いて。減ったじゃなくて何というのかな、仕事変えたくても変えられないほど介護職員の募集がいかない中で、ケアプランを作成するのに十分な人材はいるのだろうと思うのですが、これ何人ぐらいのケアプランを立てているのか伺います。

[阿部健康福祉課長挙手]

○委員長（高山正人君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらが予防の計画のケアプランになるのですが、予防ケアプランというのは地域包括支援センターで立てる計画のことを予防の計画プランと言うのですが、それを安平町の居宅介護支援事業、民間のケアマネージャーがいる事業所があるのですが、そちらに委託をして作成してもらっているのです。町内業者の民間の居宅支援事業者は要介護のケアプランを作る事業者なのですが、そこに役場の地域包括支援センターのケアプランを委託して作成してもらっています。件数については1312件となっています。以上です。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ以上で両事業勘定の歳入歳出の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 討論なしと認めます。それでは直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第4号、令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果認定すべきものとご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認めます。したがって認定第4号については審査の結果、認定すべきものと決定しました。

◎ 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第5号

○委員長（高山正人君） 本委員会に付託された認定第5号、令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。説明を求めます。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） 令和4年度安平町公共下水道事業特別会計について決算内容のご説明をさせていただきます。236ページをお開き願います。決算の結果となりますが歳入合計7億9538万1718円、歳出合計7億8975万40円となり、差引残額563万1678円を翌年度繰越としています。令和4年度公共下水道事業の特徴としては、安平地区と追分地区で下水道本管の新規整備工事を継続して実施しています。また、処理場関係では早来浄化センターの耐用年数を超えた中央監視装置の改築工事を実施しています。それでは決算書に沿いまして歳入歳出の概要をご説明させていただきます。

まず歳入の概要から、237ページ下段、歳入合計欄をご覧ください。予算現額の合計7億9500万2000円、調定額の合計8億54万2688円、収入済額の合計7億9538万1718円、不能欠損額の合計31万6160円、収入未済額の合計484万4810円となり予算現額と収入済額の対比はプラス0.05%となっています。

この具体的な内容について事項別明細書240ページへ移動をお願いします。1款分担金及び負担金の合計は調定額305万2252円に対し収入済額221万5952円、不能欠損額30万6100円、収入未済額53万200円となります。その内訳として1款1項1目追分地区の下水道受益者分担金は新規賦課3名を含む収入は26万6052円で消滅事項による不能欠損処理が12名分30万2000円発生しています。理由は居所不明、制度の不理解、生活困窮等によるものですが、多くは町外の地権者が多い白樺1丁目の更地の宅地にかかるもので、現在では売却を望む方ばかりで下水道整備についてなかなかご理解をいただけない状況となっています。次に2項1目早来安平地区の下水道受益者負担金は、安平で新規対象者が12名で収入額が194万9900円となります。こちらも制度の不理解により不能欠損処理が1名分4100円が発生しています。なお、収入未済額のまとめについては分担金39万1600円、負担金13万8600円の合計53万200円を滞納繰越として整理しています。これらの滞納繰越金については今後とも受益者の方々へ事業の必要性を説明し、粘り強くお支払いの要請を続けて参ります。

次に2款使用料及び手数料の合計は調定額9250万290円に対し、収入済額8817万5620円、不能欠損額1万60円、収入未済額431万4610円となります。内訳として1項1目下水道使用料は収入済額8791万4620円で不能欠損額1万60円、収入未済額431万4610円を滞納繰越金としています。まず下水道使用料の収入ですが、前年度より約236万円の減収となっています。この要因として水洗化済み人口は増加となりましたが、節水傾向のためか料金を賦課する有収水量が減少していることによるものです。なお、下水道使用料で不能欠損は生活困窮状態から町外へ転出された2名の方により1万60円が発生しています。また、9月末時点での収入未済額431万4610円は現在約395万円まで減少していますが、今後も滞納解消に向け税務担当者等と連携し納付の交渉を行ってまいります。次に241ページ、2項手数料は排水設備工事にかかる申請や指定工事店及び責任技術者の申請更新の手数料収入のまとめとなります。

続きまして3款国庫支出金1項1目都市計画比補助金は、補助対象事業の工事や委託等の財源としての補助金で1億270万8500円の収入となります。内容は管路新設工事を安平地区で3件、追分地区で1件、また工事に伴う家屋調査等の委託業務費にかかるもの。また、処理場関係では2年にわたる早来浄化センターでの中央監視装置の改築更新事業の2年目の委託工事分や浄化センターの第2期設備更新計画の基本設計にかかる補助金となります。補助金の額は最終的に事業費の増額により420万8000円増額しています。

次に4款繰入金1項1目一般会計繰入金は企業債の元利償還金、また会計財源の調整に充てるため4億250万5000円を一般会計より繰入れを受けたものです。この内訳としては下水道事業債及び資本費平準化債の元利償還金の支払い分2億9031万4391円、また会計全体の財源調整のため1億1219万609円を繰入れしたものととなります。

続きまして5款繰越金は、前年度令和3年度決算による剰余金664万4246円を編入したものです。

次の242ページにわたります6款町債1項1目下水道事業債については備考欄に内訳を記載していますが、通常の建設事業の財源として公共下水道事業債と一般会計の負担緩和のため企業債の償還に充てることのできる資本費平準化債の借入、また公共下水道公営企業会計適用債は公営企業会計への移行に向け令和3年度分までの固定資産の整理委託料に充てるものとなります。

次の7款諸収入1項1目雑入については下水道計画エリアから一部外れている早来学園からの排水について、協議により受益者負担金にあたる事業協力金として53万2400円の収入となります。

続きまして歳出についてご説明をします。238ページまでお戻りいただき、下段の歳出合計欄をご覧ください。予算現額の合計7億9500万2000円に対し、支出済額の合計が7億8975万40円、不用額は525万1960円となり執行率は99.3%となっています。それではこの歳出の内容について事項別明細書243

ページへの移動をお願いします。備考欄に主な内容、内訳は記載していますが順にご説明をさせていただきます。

はじめの1款管理費は事業の継続的な経費であり、予算現額1億5817万円に対し支出済額が1億5484万9742円となり、執行率は97.9%となっています。まず1項1目1款管理費7節報償費の受益者分担金前納報奨金は分担金の全額前納者に対しての報奨金、内訳は年額前納1件、全額の前納が1件の計2件となります。次の8節旅費については技術職職員が参加した埼玉県の下水道事業団での研修会にかかる旅費等の費用、次の10節需用費、11節役務費は備考欄に記載のとおりとなります。12節委託料と13節使用料及び賃借料は下水道台帳システムにかかる各費用、17節備品購入費はバンタイプの公用車購入にかかる年賦金の支払い、次に244ページにわたる18節負担金補助及び交付金の内訳は備考欄に記載のとおりとなります。次の22節償還金利子及び割引料は還付金についての対象の事案がなく、次の26節公課費、消費税・地方消費税は令和3年度分の確定申告。また、令和4年度の間納付にかかるもので合計441万5900円の納付となります。続きまして2目施設管理費に移ります。こちらの科目は早来、追分、安平各浄化センターや下水道施設の維持管理等の経費となります。まず10節需用費消耗品費は主に公用車と非常用発電機のバッテリーや職員の路上作業時の安全用具を購入したもの。燃料費は非常用発電機の油種類や軽油代、修繕料は主に計画的に実施している浄化センターやマンホールポンプ場の機器の分解整備や不測の故障に対応した計14件の費用となります。次の11節役務費通信運搬費は追分浄化センターので専用回線の使用料、手数料は浄化センターに備えています非常用発電機の電気保安管理委託料で、保険料は下水道施設にかかる損害保険及び火災保険料となります。次に245ページ、12節委託料の内容に移ります。まず脱水汚泥処分業務委託料は早来、追分各浄化センターから発生する濃縮汚泥約486トンの運搬処分費、次の管内清掃業務委託料は下水道本管内で砂や油の堆積による閉塞対応の費用、次の汚泥運搬業務については安平浄化センターから早来浄化センターへ濃縮汚泥を46^m³搬出した経費となります。次の浄化センター維持管理委託料ですが、安平浄化センターは単年度契約としていますが早来及び追分所受けセンター並びにマンホールポンプ車の管理については令和4年度から4年間の包括的民間委託を実施しています。ここでは年度末に電力や薬品費用及び人件費の精算を想定した予算としており、請負者との協議の結果電気料金の高騰に対する精算金202万9500円も含まれています。次の下水道施設維持補修委託業務はマンホール周りの段差対応や宅地内の柵の補修費用となりますが、突発的な不具合に備え年度末まで予算を確保しているため例年不用額が多くなっています。次に13節使用料及び賃借料はJR敷地にかかる下水道施設5件の賃借料、15節原材料費は早来浄化センターの汚泥脱水機の消耗部品や汚泥ポンプの交換部品の購入費となります。次に17節備品購入費は追分浄化センターで使用している産業用大型除湿器と下水専用資材庫の購

入費用となります。

次に2款事業費に移ります。この2款では職員の人件費や補助事業にかかる事務経費、また浄化センターの改築更新工事委託料、そして通常の工事請負費を支出しています。予算現額2億6374万6000円に対し支出済額は2億6224万6587円で執行率は99.4%となります。それではまず1項1目下水道整備費について2節給料から246ページへわたる3節職員手当等、4節共済費までは下水道担当職員4名の人件費等の経費で詳細は備考欄に記載のとおりとなっています。次に8節旅費は補助事業にかかる申請等の普通旅費で、10節需用費の消耗品費は参考図書を購入や大型複合機の用紙や専用インクの費用、燃料費は公用車1台の燃料費となります。次に12節委託料について公共下水道測量調査設計委託料は下水道工事に伴い隣接する家屋に対して工事による影響の有無を調べる調査費、また第2期ストックマネジメント支援制度の基本設計委託料、次の公共下水道施設改築更新工事委託料は早来浄化センターで耐用年数を迎えた監視制御装置について改築更新を日本下水道事業団へ委託しているもので2年目の事業費となります。次の地方公営企業法適用業務委託料は公営企業会計移行準備のため、過去からの資産整理の委託業務となります。次に13節使用料及び賃借料、駐車場使用料については駐車券購入等の実績はありませんでした。次に247ページにわたる14節工事請負費は各浄化センターでの光回線導入工事と安平地区で3件と追分地区で1件の下水道本管新設工事、また安平で支障となる水道本管の一時切り回し費用の計上となります。次に18節負担金補助及び交付金は担当職員4名の退職や福祉にかかる負担金で、詳細は備考欄に記載のとおりです。次に21節補償、補填及び賠償金は安平地区の工事に伴うNTT回線の移設補償となります。

続きまして3款公債費へ移ります。予算現額3億7265万7000円に対し決算額3億7265万3711円で執行率は99.9%となります。この内容については、これまで下水道事業の財源として借入した下水道事業債及び資本費平準化債の元利償還と年度末の一時借入金の利子を記載のとおり支出しています。

次に4款予備費については管理費の消費税納付額不足額6万9000円、また公債費の一時借入金利子の不足分2000円を充当しています。そして次の最終248ページに歳出の合計が記載されています。

以上で令和4年度安平町公共下水道事業特別会計決算概要のご説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（高山正人君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。歳出からページごとに質疑を行いますので決算書243ページをお開きください。243ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ244、245ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ246、247ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、7番三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 247ページのちょっと前、私確認させてもらっている利子の関係、一時借入金利子の関係なのですが、日数とレートの方は一般会計と同じなのかなと思うのですが、借入額はいくらだったかこの辺のところお願いします。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） ご質問の一時借入金の利子については、昨日会計課長が説明したとおりと同じ率となっています。予算では0.74%だったのですが、実施については0.78%になっていまして2000円の不足が発生しています。借入した額ですが、予算書にあります上限4億6000万円を4日間借入しています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 上限額いっぱい借りられたということは、今後これ上減額を変えていくということも考えられるのか伺います。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） この一時借入金の額については、予算計上時に会計課と打ち合わせさせていただいて全体額を決めています。これ年度によって変動はあると思いますが、来年度予算についても同じように会計課と調整しながら額が決まっていくものと思われます。以上です。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ248ページありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。
240ページをお開きください。240、241ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 分担金の関係で確認させていただきたいのですが、こちら不能欠損に落ちたということで、今回の未済がそのままそっくり不能欠損に額が落ちて、その落ちた分が未済として落ちて残りが残っているという理解だと思うのですが。この残っている今の収入未済額のうち不能欠損に落ちてしまうのは直近では次いつ頃いくぐらい落ちるのか、わかれば教えてください。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） この追分地区の分担金について収入未済額39万1600円ありますが、これについては次の来年度の決算の時に不能欠損となるかどうかの判断がされることとなります。ただ、地権者の、土地の所有者の方によっては土地が売れたらまとめて払うわっていう方も大勢いらっしゃいます。また、最近の半導体工場の建設に絡むものかどうかはわからないのですが、地権者の方でなく不動産関係の方で白樺1丁目の辺りの土地の問い合わせが多く入っています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） わかりました。こちらの計算方式なのですが、多分早来地区が距離で追分地区が平米で計算されているのかなって思うのですが、これは今度安平町として統一する計画はあるのか無いのか、その辺のところお願いします。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（高山正人君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） 委員のおっしゃるとおり早来地区と追分地区では分担金、負担金と別れています。これは追分地区は受益者分担金というふうになりまして、土地の1㎡あたり400円という単価で賦課させていただいています。早来地区については建物があったら負担金が発生して、大体一般的に水道のメーターというか配管の太さで7万8200円がだいたい一般的なお金になっています。これは平成18年の合併の時に色々擦り合わせの行為はあったのですが、追分地区では平成14年からもいただいているお金でして、早来地区でも平成16年から発生しているお金でして、ここで一緒にしてしまうとさらに不公平になってしまうという意見が多く、現在に至っています。そのため早来と追分の分担金、負担金を統一するという考えは今のところはありません。以上です。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

○委員長（高山正人君） 他に質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 質疑がなければ次242ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ以上で歳出歳入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 討論なしと認めます。それでは直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認め、採決いたします。本委員会に付託された認定第5号、令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認めます。したがって認定第5号については審査の結果、認定すべきものと決定しました。

◎ 令和5年第6回安平町議会定例会 認定第6号

○委員長（高山正人君） 本委員会に付託された認定第6号、令和4年度安平町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊になります。説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（高山正人君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 令和4年度の安平町水道事業会計決算の概要についてご説明します。別冊の令和4年度安平町水道事業会計決算書1ページをお開きください。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出の収入第1款第1項営業収益は、水道料金及び給水工事手数料等で決算額1億6665万7500円、第2項営業外収益は一般会計繰入金のうち企業債償還利子などで1億3683万2481円、収益的収入全体では決算額3億348万9981円となります。続いて支出、第1款第1項営業費用は各水道施設の維持管理費、人件費、減価償却費等で2億9750万9033円、第2項営業外費用は起債償還利子等で2047万8901円、第3項特別損失はこれまで不能欠損額を計上していましたが、営業費用の貸倒引当金へと科目を変えたことにより決算額なしとなります。第4項についても決算額なしとなり、収益的支出全体で3億1798万7934円の決算額となります。

続いて2ページ、（2）資本的収入及び支出の収入。第1款第1項企業債は配水管工事の財源として520万円、第2項負担金は地方公営企業繰出基準に準じた一般会計繰入金等5498万9022円となり資本的収入全体で6018万9022円の決算額となります。次に支出。第1款第1項建設改良費は水道管敷設工事

費などで3869万7744円、第2項企業債償還金は元金分の償還金として1億112万845円となり資本的支出全体で1億3981万8589円の決算額となります。

3ページ、損益計算書は企業の経営成績を示すものですが令和4年度決算において3ページ下段から4行目、当年度純損失が1769万4911円となり前年度繰越利益剰余金2189万9072円とその他未処分利益剰余金変動額1億3283万3942円との差引額1億3703万8103円が令和4年度末の繰越利益剰余金となります。

4ページ、剰余金計算書は剰余金の増減変動の内容を表すものとなります。ここでは冬期の企業債償還額に際して減債積立金の使用額5473万3014円及び3条予算の不足分7810万928円を未処分利益剰余金に振り替えています。

5ページからの貸借対照表は企業の財政状況を示すもので、企業が保有する全ての資産、負債及び資本を表すものとなります。資産の合計と負債、資本の合計が同額となることからバランスシートとも呼ばれています。資産合計33億4699万2573円。6ページ負債合計26億5177万2348円と7ページ資本合計6億9592万225円を合わせると資産合計と同額となります。

8ページ以下は財務諸表付属書類となります。8ページの安平町水道事業キャッシュフロー計算書は1、業務活動によるキャッシュフロー。2、投資活動によるキャッシュフロー。3、財務活動によるキャッシュフローで構成されていますが、発生主義会計である地方公営企業会計制度では収益費用を認識する会計期間と現金収集を認識する時期に差異が生じることから現金の収支の流れを示すものとなっています。最終行にある資金期末残高8664万8916円が5ページにある貸借対照表流動資産現金預金の額と同額となります。令和3年度決算と比較し6223万5319円減少していますが、令和5年度に財源補填分として計上しました他会計負担金により経営の安定化が図られているところです。

続きまして安平町水道事業の概要説明をします。9ページをお開きください。①業務については、令和4年度末の給水人口は前年度対比で66人増の6575人、給水戸数は38戸増の3430戸となりました。年間総配水量は前年度対比で4.2ポイント減の77万5548m³。有収水量は1.7ポイント減の69万7764m³となりましたが、有収率は2.28ポイント増の89.97%となっています。

②収益的収支については、こちらは税抜きとなります。収益的収入2億8830万4342円に対し収益的支出3億599万9253円となり、純損失が1769万4911円となりました。

③資本的収支については、こちらは税込みで資本的収入6018万9022円に対し資本的支出は1億3981万8589円となり、不足する7962万9567円については消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金及び減債積立金で補填をしています。

10ページから14ページまでは工事等の概況を掲載していますので、後ほどご参照願います。

次に15ページから17ページの収益費用明細書により主な事項について説明します。こちらは税抜き表示となります。収益1款水道事業収益は水道料金一般会計繰入金受託事業収入が主な収入となります。1項営業収益1目給水収益1億4919万9561円は、前年度対比で386万4014円、2.52ポイントの減となります。この要因については給水人口は富門華寮の給水開始により増加となりましたが、富門華寮の給水開始が令和5年2月からですので令和4年度全体で考えると給水人口の減少ということが大きな要因と考えられています。また、節水意識の高さ、節水機器の普及も要因の一つと考えています。なお、水道料金の収入未済額については令和5年3月31日現在で平成25年度から令和4年度の分について307件708万2730円となっていますが、水道事業会計は出納整理期間が無く3月31日で打ち切りになることから令和5年3月分の未済額が高額となります。令和5年10月20日現在では32.4%の収納があり、収入未済額は69件478万5557円となります。収納率については、この段階で97.2%となります。2目その他営業収益は、給水工事手数料及び指定業者登録手数料で253万8000円となります。2項営業外収益は起債利子の償還にかかる他会計補助金など備考欄に記載のとおりとなります。

16ページ、1款水道事業費用は各水道施設等の維持管理経費、職員人件費などが主な支出となります。1項1目原水及び浄水費は浄水場の維持管理に要する経費。2目配水及び給水費は技術系職員3名の人件費と管路維持水道メーター管理に要する経費で、17ページにわたる3目総係費は職員2名分の人件費と水道事業経営全般にかかる経費で構成されています。17節貸倒引当金、繰入金繰入額はこれまで特別損失として計上していました水道料金の不能欠損処理額となります。今年度の不能欠損処理額は居所不明を含む6名の5年を超える部分の徴収停止により4万6165円を不能欠損としたもので、その他10万3835円は債権回収が困難と想定した額を貸倒引当金として計上したものととなります。4目減価償却費は備考欄に記載のとおりとなります。

次に18ページ、資本的収支明細書1款資本的収入は企業債借入、一般会計繰入金、工事負担金が収入となりそれぞれ記載のとおりとなります。19ページ、1款資本的支出1項建設改良費は水道管敷設にかかる工事費等を支出するもので、主な事業については決算書13ページに重要契約の要旨を掲載していますので後ほどご参照願います。2項企業債償還金は企業債償還元金分の支出となります。平成28年度追分浄水場建設にかかる借入分の償還が開始となったことに伴い前年と比較し2180万円増額となっています。

20ページ、21ページ、固定資産明細書は5ページの貸借対照表固定資産合計と同額となります。

22ページ、23ページ、企業債明細書は未償還残高の合計が6ページにあります貸借対照表の3、固定負債(1)の企業債及び4、流動負債(3)の企業債の合算した額と同額となりますので、ご参照願います。

以上で概要説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようよろし

くお願いします。

○委員長（高山正人君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計については初めに収益費用の質疑を行い、次に資本的収支の質疑を行い、その後総括的な質疑、討論の後、認定すべきものか否かを決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。それでは初めに収益費用の質疑を行いますので、決算書16ページをお開きください。1款水道事業費用について16ページから17ページまで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ費用の質疑を終わり、収益の質疑を行います。15ページをお開きください。1款水道事業収益について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ次に資本的収支の支出の質疑を行います。19ページをお開きください。1款資本的支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ収入の質疑を行います。18ページをご覧ください。1款資本的収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） こちら昨年のご答弁で、なるべく水道料金を上げないように据え置きしてその前提でコンサルと相談するとおっしゃって答弁いた

だいていたのですが、ちょっと色々未収金など色んな要因もあるかと思うのですが、今年度の決算書の説明を読ませていただくと料金の回収率100%未満であるために給水の収益以外の収益で賄われている経費があると。それなので料金水準の妥当性の検討が必要と記載があったのですが、これは料金値上げの方向での検討ということなのでしょうか。お願いします。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（高山正人君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 単純に値上げ、値上げじゃないというだけではなくて、これまでの経緯といいますか実際の水道経営の状態も含めて最後の方で料金について触れたいと思います。

まず水道の会計の運営については災害復旧工事、それと水道は大体が昭和45年ぐらいに敷設したり建物が建ったりして老朽化が進んでいて、今がまさに更新という時期を迎えています。その中で非常にお金がかかる時期に今来ていると。震災前まで資本金が3億以上あったのですが、それも取り崩されて今、資本金じゃないですね、資本金は10億あったのが今5億ぐらいまで取り崩されている状況となっています。令和4年度でその水道会計をこれからどうしようかということで協議しまして、令和4年度に業務委託しました水道事業基本計画をもとに財政推計、人口推移、浄水場配水池の更新、配水管路の耐震化、水道水源の確保、あとは町単独で運営していくのか、広域化を考えていくのかといったところ様々な課題に対して水道料金の改正も合わせて検討をしていったところなんです。現状としては実際に広域であるとか町内で単独でいくとか、そこまでの決めたところはできないのですが、いずれにしても必要な施設の更新は今からやっていかなければならないという答えは出ていまして、それをやるにしても数十億はかかるだろうということで、その結果、今一般会計繰入金を入れて基準外の繰入金を入れて何とか経営を運営している状況となっています。ただ、このまま一般会計繰入金を貰って運営するというのは水道の会計からすれば受益者の負担の原則からこれは反することだと認識していますので、まずは令和7年度に水道ビジョンを作成しまして8年度に議会また住民の皆様に説明をして9年度から料金を10%改正させていただきたいという予定で進めています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（高山正人君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 令和4年度には料金改定の説明をした上でということで10%って結構大きいかなと思うのですが、更新の時期もあるので仕方ないのかもしれないですが。その関係で広域化はまだ決定していないとおっし

やっていたのですが、こちらできればコンサルと丁寧にご話しいただいて、広域化だけではできれば食い止めていただきたいという私の方の要望と認識なのですが、担当課としてはいかがでしょうか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（高山正人君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 広域化はまだ全然決まった話ではないのですが、今の段階での答えというよりも10年後、20年後、30年後さらに50年後のその時に水がどうなっているのかを念頭において将来推計といたしますか、そこを考慮して答えを出していきたいと考えています。現状まだ答えは出ていないので何とも言えないのですが、方針としては未来に残る水の確保と考えています。以上です。

○委員長（高山正人君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 討論なしと認めます。それでは直ちに採決をしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第6号、令和4年度安平町水道事業会計決算の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（高山正人君） 異議なしと認めます。したがって認定第6号については審査の結果、認定すべきものと決定しました。

○委員長（高山正人君） 以上で本委員会に付託された令和4年度安平町一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算審査が終了しました。町長をはじめ職員の皆様、監査委員の皆様には本委員会の議事運営に特段のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。これより委員会において審査意見の取りまとめを行いますので、説明員の皆様はここでご退席いただきたいと思います。大変ご苦勞様でした。暫時休憩します。

（暫時休憩）
（説明員退席）

◎ 委員長あいさつ及び取りまとめと閉会宣告

○委員長（高山正人君） 休憩前に引き続き委員会を再開します。委員会の皆様2日間にわたってのご審議大変ご苦勞様でした。これから今回の委員会の審査報告を梅森副委員長とまとめ12月定例会に報告することになりますが、皆様から報告書に記載すべきご意見がありましたらお聞きしたいと思います。ご意見等ございますか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 今言うべきことがどうかわからないのですが、わかりやすい資料の提出をしていただくということは前もお願いしていて、先ほども対応を考えているとおっしゃっていたのですが、渡邊さんの説明では今回流用とあと何でしたっけ、もう一個は対応させていただいて、それが私たちが求めたことだみたいな言い方をされたのですが。そうではなく本当にこの予算書、まあ決算書がどんなふうに使われたっていう、結局安平町の場合はこの備考を読んでもわからないことがあったりするので、そういうことのない資料をお願いしたいことをちゃんと言ったらいいいのではないかなと思いました。

〔議会事務局長挙手〕

○委員長（高山正人君） はい、局長。

○議会事務局長（木林一雄君） 今ここで求めているのは令和4年度の決算にあたってその使い道が不適切だとか、こういうふうにするべきだということのご意見を求めています。それで資料については先ほど今年は予備費だとか流用の部分の資料で対応させてもらったけれどもということで、来年度の決算からは前ご説明した厚真町のような様式で細かい資料の提供があるのではないかと考えていますので、そのようなことをご理解いただきたいと思います。よろしいですか。

○9番（内藤圭子君） ありがとうございます。

○委員長（高山正人君） よろしいですね。それでは本委員会に付託されました事件の審議は全て終了しましたので、委員会を閉じさせていただきます。以上をもちまして決算審査特別委員会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午後2時55分

会議の経過を記録してその相違ない事を証するため、安平町議会委員会条例第26条第1項及び安平町議会会議規則第123条の規定を準用し、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____